

で話し合いがなされまして、最終的に明年度予算が編成せられるということにならうかと存じます。

○鷹下委員 いずれにしましても、この〇・九%に固執していくということが、ある意味で、軍縮というようなことだけじゃなくて、むしろそのことは関係なく、例えばガソリン代やオイル代などの燃料費を含めた訓練経費などを切り詰めなければいけないとか、さらに研究だと開発だとというような、今後の長期的な防衛のあり方の根幹にかかるような専門的な知識や情報の蓄積も不十分になってしまいますというようなことになりかねないと思います。これがある意味で、長期的に見ますと、自衛隊の本来の目的を弱体化するようだ、そういう要素になりかねない、さらには生活関連費の削減にでもなれば、隊員の士気の低下にもつながってしまいます。

このような心配な事態になれば、本来の、自衛隊そのものが何のためにあるのか、そしてどういう機能をきちんと全うするのか、そういう存在意義そのものを脅かしかねない、そういうようなことになってしまふわけでございますので、重ねて申し上げますが、ぜひ、軍縮という美名を政治の道具として使って長期的な防衛政策に誤りがないように強く要求するものでございます。

時間もございませんので、次に進めさせていただきます。

次に、総務庁についての御質問をさせていただきます。

まず、総務庁は、設置法第三条で「行政の総合的かつ効率的な実施に寄与するため、人事行政に関する事務、行政機関の構成、定員及び運営に関する事務」を行うと定められています。十年前に総務庁が設置された経緯と、それからその時代の背景について、ある意味で国民は、総務庁は一体どういう機能を持つ、何をしているのかというのをなかなか理解しづらい部分もあると思いますので、ここでえて再確認させていただきたいと思います。

二番目は、JR、NTT、これらの監察、規制行政調査など、行政改革推進のための行政監察をこの間実施をいたしてまいりました。

三番目に、国鉄改革の最重要課題の一つでござる

その目的と意義について、長官にお答えいただきたくと思います。

○山口国務大臣 私が、総務庁長官に就任いたしましたのが六月三十日でございましたが、その翌日の七月一日が総務庁が設置されてちょうど満十周年ということでございました。

総務庁は、御案内のように、当時は行政管理局それから総理府と、二つの官庁があつたのです。が、第二次臨時閣議の答申に基づきまして、この二つを、すべてではございませんが、おおむね統合いたしまして、そうして行政の総合的かつ効率的な実施に寄与する、政府における総合調整機能の活性化ということを目的として設置をせられた次第であります。そうして、ちょうど満十年を本年の七月一日迎えたといいます。したがって、あくまでも官庁の総合調整機能、この官庁としての役割を担っている次第であります。

○鷹下委員 それでは、現在の税制改革等に伴つて、ある意味でその前提として行政改革が国民的世論として大変な高まりがあるわけでございますけれども、十年たつて総務庁の意義と目的が、行政改革を推進するというような設置当時の意義と照らし合わせて、今どういうふうな状況にあり、この十年間の中で変化してきたか。それから、行政改革そのものの世論が過去と比べて、設置当時と比べて現在はどういうふうにあるかということについての御認識を伺いたいと思います。

○山口国務大臣 その前に、十年間総務庁としてどのような実績、成果を上げてきたかということをちょっと申し上げてみたいと思います。

一つは、個人情報保護法の制定でございます。さるに、行政手続法をこの十月一日施行いたしました。御案内のように、行政の透明性を確保するために画期的な法律であったというふうに考えております。

二番目は、JR、NTT、これらの監察、規制

いました旧国鉄職員の再就職対策、これに関しまして、政府部門への受け入れ対策を担当する人事局、それと定員管理をいたします行政管理局、この二つの連携のもとに各省庁へこの旧国鉄職員の円滑な受け入れ対策を実施するために力を尽くしてまいりました。

四番目には、閉庁方式の導入によりまして、完全週休二日制を実施いたしまいました。

このような形で総務庁設置の際に期待された問題について、このような成果を上げてまいったとあります。

現在、行政改革について取り組んでおりますのは、一つは規制緩和の問題でございます。この問題については、既に千百事項の規制緩和について決定をいたしました。さらに、今年度末までに各部面の御意見を承りまして、五ヵ年間にわたる規制緩和推進計画を策定するということで鋭意努力を重ねております。

次に、特殊法人等の整理合理化の問題であります。この問題につきましては、九十二あります特殊法人、八十二ございます認可法人、そのほか公益法人等もございますが、これらの問題に關しましては、年内に各省庁でこの見直しを進めていたただきました、そして年度内に具体的な名前を挙げて、現在はどういうふうにあるかということについての御認識を伺いたいと思います。

○山口国務大臣 その前に、十年間総務庁として

どのような実績、成果を上げてきたかということをちょっと申し上げてみたいと思います。

一つは、個人情報保護法の制定でございます。さるに、行政手続法をこの十月一日施行いたしました。御案内のように、行政の透明性を確保するために画期的な法律であったというふうに考えております。

二番目は、JR、NTT、これらの監察、規制行政調査など、行政改革推進のための行政監察をこの間実施をいたしてまいりました。

三番目に、国鉄改革の最重要課題の一つでござる

も、これは朝日の九四年七月二十日の「新閣僚は語る」ということで、大見出しに「省庁統合考るとき」こういうようなことで、「税制改革の前提として行政改革が必要と言われているが」という質問に長官は答えまして「初めに消費税引き上げありきではなく、政府自ら血を流すリストラ(再構築)が必要。省庁統合も考えるべきだし、特殊法人の廃止統合も必要だ。改革は財源の打ち出し小艇ではないが誠意を見せる意味で重要なことをこの際御認識賜りたいと思う次第であります。

四番目には、閉庁方式の導入によりまして、完全週休二日制を実施いたしまいました。

このような形で総務庁設置の際に期待された問題について、このような成果を上げてまいったとあります。

現在、行政改革について取り組んでおりますのは、一つは規制緩和の問題でございます。この問題については、既に千百事項の規制緩和について決定をいたしました。さらに、今年度末までに各部面の御意見を承りまして、五ヵ年間にわたる規制緩和推進計画を策定するということで鋭意努力を重ねております。

次に、特殊法人等の整理合理化の問題であります。この問題につきましては、九十二あります特殊法人、八十二ございます認可法人、そのほか公益法人等もございますが、これらの問題に關しましては、年内に各省庁でこの見直しを進めていたただきました、そして年度内に具体的な名前を挙げて、現在鏡意努力を重ねているところであります。

さらに、地方分権の問題につきましては、年内に地方分権大綱を策定いたしまして、この上に立ちまして、できるだけ速やかに政府内部の調整を終わりまして、そしてできれば次の通常国会の終りごろまでには地方分権推進に関する法律案を提案いたしたいものと鏡意作業を進めているといふことがあります。

○鷹下委員 半分はお答えいただいたのですが、

総務庁が設置され、行政改革が叫ばれ、さらに今までおかつ行政改革が非常に強い世論というようなことでござりますけれども、これは朝日の九四年七月二十日の「新閣僚は語る」ということで、大見出しに「省庁統合考るとき」こういうようなことで、「税制改革の前提として行政改革が必要と言われているが」という質問に長官は答えまして「初めに消費税引き上げありきではなく、政府自ら血を流すリストラ(再構築)が必要。省庁統合も考えるべきだし、特殊法人の廃止統合も必要だ。改革は財源の打ち出し小艇ではないが誠意を見せる意味で重要なことをこの際御認識賜りたいと思う次第であります。

四番目には、閉庁方式の導入によりまして、完全週休二日制を実施いたしまいました。

このような形で総務庁設置の際に期待された問題について、このような成果を上げてまいったとあります。

現在、行政改革について取り組んでおりますのは、一つは規制緩和の問題でございます。この問題については、既に千百事項の規制緩和について決定をいたしました。さらに、今年度末までに各部面の御意見を承りまして、五ヵ年間にわたる規制緩和推進計画を策定するということで鋭意努力を重ねております。

次に、特殊法人等の整理合理化の問題であります。この問題につきましては、九十二あります特殊法人、八十二ございます認可法人、そのほか公益法人等もございますが、これらの問題に關しましては、年内に各省庁でこの見直しを進めていたただきました、そして年度内に具体的な名前を挙げて、現在鏡意努力を重ねているところであります。

さらに、地方分権の問題につきましては、年内に地方分権大綱を策定いたしまして、この上に立ちまして、できるだけ速やかに政府内部の調整を終わりまして、そしてできれば次の通常国会の終りごろまでには地方分権推進に関する法律案を提案いたしたいものと鏡意作業を進めているといふことがあります。

○鷹下委員 半分はお答えいただいたのですが、

いうことにいたしております。

いざれにいたしましても、先ほど申し上げたようない意味で今日までリストラを続けてきましたけれども、民間がさらに困難な中でリストラをやっているという現状を踏まえて、我が国の人団体の縮小ということにならうかと思います。そのための公務員の数は、アメリカの、イギリスの当たりの公務員の数は、アメリカの、イギリスの大体二分の一であります。フランスの三分の一でござりますけれども、だからといって甘えることは許されぬと思います。そういう中でも、先ほど委員が御指摘になりましたように、民間が血を流してこのリストラをやっていくという決意で今後とも対処するつもりでございます。

○鴨下委員 お答えをいたいでいるのだろうと思ひますが、省庁統合といふことにつきまして、例えば山口長官、この前、特殊法人の統廃合の基準につきましては五項目の基準があるといふふなことをおっしゃっているわけですから、もう、例えば新闘争として抱負をおっしゃっているところで、「省庁統合も考えるべき」というようなことの中では、ある意味でそういう客観基準があるのかどうか、準というのは、これは例えば特殊法人の統廃合基準に準拠して考へるべきなのかどうかというようないふなことをおっしゃっているわけですから、お決めになるのか、この辺のことの事務手続につきましてお伺いをさせていただきたいと思います。

○山口国務大臣 テーマの設定に關しましては、閣議決定、行革審等の要請に基づきまして、規制緩和の意見、要望、調査や縦割り行政の弊害是正のための調査等を行いますとともに、政府の重要な行政課題に關しまして、体系的、計画的に行政監察を実施いたしております。

このため、向こう三年間を対象期間とし、ローリング方式によって毎年見直しを行う中期行政監察予定テーマというものを策定いたしまして、これを公表いたしております。したがいまして、どしきたいと思っております。それで、そういう中で省庁統合に対する基準といふものは私ども今のところ考えておりません。

ただ、この問題は、今問題になつております地方分権、地方分権は国の果たすべき役割とそれか

ら都道府県、市町村の果たすべき役割、この役割

を明確化して、この税財源等についても再分配を

してまいりました。そして、具体的にどう

いたいま御質問の国立病院・療養所の監査で

い

うものを持ってきたかということにつきましては、お尋ねがあれば具体的にお答えをいたします。

○鴨下委員 それで、その問題につきましては、長官がそれなりの決意をお持ちになつてこれからも進めていただけるというようなことを確認させていただきます。

さらに、総務省そのものの、行政監察につきまして伺いたいと思いますが、過去一年間にわかった事例についてお答えをいただきたいと思います。

つまり、どういふ目的で監査に入り、そして行政に対しまして、例えば費用と効果についてどういふうに考へているのかとか、それから監査に入ることそのものに客観基準があるのかどうか、そしてそれを、入るときにどういふ判断でそれがお決めになるのか、この辺のことの事務手続につきましてお伺いをさせていただきたいと思います。

○田中(一)政府委員 お答え申し上げます。

○鴨下委員 国立病院の監査のことを申し上げる前に、今長官のおっしゃったことをちょっと補足しておきます。

つまり、どういふうに考へているのかとか、それから二つ目に、運営方針及び収支計算書の作成の仕方、活用等によります各国立病院・療養所の経営意識の向上等を図つて意見を申し上げております。

それから三番目に、技能・労務職員の採用の問題について言及しております。

五番目に、会計事務の適正化の問題、六番目に、国立病院・療養所の再編計画等について指摘しております。

それから四番目に、診療体制の整備等について指摘しております。

五番目に、会計事務の適正化の問題、六番目に、国立病院・療養所の再編計画等について指摘しております。

この再編計画の着実な推進を図るという観点から指摘を行つておる次第でございます。

○鴨下委員 そういうことで、私は実はここに結果報告書を持つておるわけですが、私は今まで医者をやつておりましたので、この辺のことをそこには理解しているつもりなんですが、なかなか要であるか、そういうことを公表しております意味も、どういうテーマをやるかということについ

て国民の意見を聞きますとともに、勧告につきま

して、ただ、こういうことを勧告なさつて、その後の実効がどう上がっているのか、フォローアップはどうなつてているのか、この辺のところについても

なあ、緊急かつ重要な問題に關しましては、必

要に応じまして、機動的、弾力的に監査調査を実施してまいりました。そして、具体的にどうい

たいま御質問の国立病院・療養所の監査で

い

たいま御質問の国立病院・療養所の監査で

と思います。

○山口国務大臣

これは、先ほどお答え申し上げたわけでございますが、現在所管省庁において問題点を洗い出しているわけですね。そして、各省

が所管する特殊法人について、これこれの問題があるということを含めて見直した結果を総務庁に報告をしていただいて、年度内に具体的にどうするかということを決めるわけでございますので、今総務庁としては、首都高速道路公団について、こうあるべきだということを申し上げること

は、先ほど局長も答弁いたしましたように、かえて今後の対処の仕方に決していい影響を与えることにはならぬと思いますので、この点は具体的な言及はぜひこの際控えさせていただきたい。

我々としては、委員御指摘のような問題は、さまで検討して、どうするかは内閣として判断をするということで御理解をいただきたいと思うので

す。

○井上説明員

首都高速道路について、料金が高いあるいは渋滞がひどいじゃないか、工事施行が無計画ではないかというふうな問題があると思うけれども、どう認識して、それを民営化といふことで解決できないのかというふうな御指摘でございましたけれども、これについてお答えいたしました。

まず、首都高速道路の料金についてでございますが、これにつきましては、その建設、管理等に要する費用を一定期間内に償還するという考え方をもとに、消費者物価あるいは一人当たりの国民所得の伸び率等にも配慮いたしまして料金改定を行ってきたところでございます。今回、平成六年五月九日に実施しました料金改定に当たりましては、公聴会でさまざまな利用者からの御意見を伺いましたとして、その結果、改定実施時期を

お伺いいたしまして、その結果、改定実施時期を公団の申請に対しても半年間おくれるなどの、物価や景気に与える影響をできる限り抑えるように措置したことでございます。

また、渋滞でございますが、首都高速道路公団では、その緩和に向けまして、平成五年の八月、

昨年でございますが、渋滞対策プログラムを策定し、その推進に努めているところでございます。

それから、御指摘の補修工事に伴う渋滞の緩和等でございますが、従来、毎月末の金曜日に決め

ておりました全線ノーエンジニアリング、これを昨年度か

らは毎週金曜日に拡大するとともに、平成三年か

ら、毎年一路線について関係機関の御理解と御協

して、その間に集中工事を実施して通常の補修工事の回数といったものを抑制するということをしております。さらに、平成六年の四月からは、路線別、方向別に見まして補修工事の実施曜日を指定することによりまして、どの路線、どの方向別に見ましても、事故等に伴う緊急工事を除きまして、金曜日を含め一週間に四日間は工事をしない日を設けております。そういう工夫をいろいろしてきております。

しかしながら、御指摘のとおり、現在なお首都

高速道路の渋滞といったものは極めて深刻な状況にあるところでございますので、中央環状線を中心とするネットワークの拡充、あるいは箱崎等のボトルネック箇所、ここに焦点を当てました拡幅等、それからさらに渋滞箇所手前での出路の設置、出口でございます、これの設置、そのほか、維持補修の頻度を減らすということがどうしても重要でございますので、そういったための構造改

造あるいは耐久性の高い材料の開発、こういったことを進めるなどしまして、利用者になお一層便利に利用いただけるよう、そういうふうに、そいつた首都高

速道路を目指しまして努力するよう公団を指導し

てまいりたいと考えております。

このように、きめ細かな利用者サービスの向上に努めているところでございますが、これと民営化の関連で申しますと、例えば渋滞対策につきましても、首都機能の向上維持を達成する上で、渋滞箇所の改革のみならず、やはり新規路線の整備が必要不可欠でございますが、仮にこれを民営化するとした場合には、採算の厳しい新規路線の整備是非常に困難になるということがございます。

また、料金につきましても、民営化に伴い、公

課等の負担増によりまして料金の引き上げが必

要になる、そういった問題があるというふうに現

段階では考えております。

○鴨下委員

首都高の問題につきましてはもっと

伺いたいことがあるのですが、時間もございませんので。

先ごろ亡くなられました鈴木永二行革審会長は、最終答申の提出に伴ってこのように述べてい

ます。

○山口国務大臣

総務厅に参りまして、私が着任してから退任されました私

が、その方は大学教授に就任をされました。私

は、そういう意味では特殊法人の整理合理化を進

めて、特殊法人の整理統合、大詰めで構りが入

り、設立趣旨から見て存在意義が薄れた個別の法

人名を答申に列挙できなかつた。特殊法人は、公

益目的といつても、経営公開や効率性が不十分だ

し、権限も所管官庁との關係を含め不透明だ。や

はり資本主義の原理を導入し、効率化を考えるべ

きではないか、このようなことをおっしゃつてい

るわけであります。

鈴木永二氏の遺志を引き継ぐ上でも、さらに行

革の灯をともし続けていかなければならぬと考

えているところであります。

設置以来十年を経過して行革がなかなか進ま

ないということは、行革の責任官庁でもある総務庁

そのものがある意味で十分に機能してこなった

というようなことも考えられます。細川内閣、羽

田内閣においても、行革推進の責任官庁にもかか

わらず、行革に抵抗する幹部もあつたやに聞いて

おります。

総務庁内部の問題としては、本来の業務を真剣

に推し進めようと思っている方もたくさんいるわ

けですが、各省庁の利益代表的立場でかかわるこ

とそのものが総務庁の自己矛盾ということになつ

ていることも指摘せざるを得ません。

今後、この行革を推進していく上で総務庁本來

の業務を全うしようとするならば、人事院における括採用等を含めて人事面からの改革を強く要

望していかなければならないだろうと思ひます。

ある意味で、そういうような総務庁の自己矛盾が

解決されなければ、むしろ行革のトップバッターとして総務庁がやり玉に上げられることだつてあり得るわけですので、最後に長官に、その辺のことをつづいてちょっとと言御答弁をいただきました

七

ども、それが実現できなかつたことを大変残念に思つています。

大事なことは、昨年やことしの例を見ても、早期完全実施というのをさらに定着させていくことだというふうに思います。長官もさきの国会の答弁で、早期完全実施の実績を積み上げることが大事、こういうふうにおっしゃっています。来年もまた、より早い閣議決定、より早い差額賃金の支給ということを実現してもらいたいというふうに思つてますが、まず、そのことについての長官の決意を聞かせてもらいたいと思うのです。

○山口国務大臣 お答えいたします。
山元委員御指摘のように、例年よりは閣議決定も若干早くすることはできたと思います。しかし、できれば九月中に閣議決定に持ち込みたいと思つましたが、委員御案内のように、たまたま時期が税制改革の論議と重なつたりいたしまして、そういう点で、月末閣議決定に持ち込むことができませんでしたことは、私も残念であったと思つております。

しかし、一応十月四日に閣議決定に持ち込み、二十一日に法律案を国会提出いたしまして当委員会で御審議を賜るということころまで持つてましたことはひとつ御理解を賜りたいと思います。

そうして、これはもう国会のお決めになることでござりますから、行政府の方として、政府としてどうこう申し上げる立場にはございませんが、できれば衆参とも御協力を賜りまして、ぜひとも願をいたしているところでございます。

そういう形で、できる限り従来よりは早期成立、そして早期支給ということに持っていきたいものということを念願して今まで参りましたし、今後もその決意で努力をすることをお誓いをいたしたいと存じます。

○山元委員 通常国会が一月開会ということになりましたして、臨時国会がこの時期に開会をされて、公務員賃金について処理をされるという保証は何もないわけです。公務員の賃金制度のあり方か

らいつても、あるいは公務員の皆さんの不安といいますか士気の問題からいっても、これは近い将来にぜひ決定手続の法制化といいますか、私は前

の国会でそういうふうに、例えば具体的に言えば、勧告が出たら三月以内に実施するのだというような、そういう一つの枠をはめるような努力が必要なのではないか、こういうふうに申し上げてきました。そういう実績を積み上げていく中でぜひそういうふうに踏み込んでいくいただくように、これは要望として申し上げておきたいというふうに思います。

この法案、今長官もおっしゃいますように、今月じゅうに何としてでも成立するように我々も努力をしていかなければならぬというふうに思いますが、これはいつ公布して、いつ差額精算、まあこここのところが今の時点では一番関心が高いわけですから、いつ精算されるのか、あるいは新賃金支給となるのか、そのためどにについてお伺いをいたします。

○山口国務大臣 速やかに支給いたしたいということで事務方、努力をいたしております。技術的な問題でございますので、事務当局から答弁をいたさせます。

○杉浦政府委員 それでは、技術的な面につきまして御答弁申し上げます。
基本的に、法律の改正が国会で成立いたしますと、従来の経緯で申しますと、次の閣議で公布の手続をさせていただくことになります。したがいまして、今週中に上がるとすれば、来週早々に公布の手続をさせていただくことになります。したがいまして、その手続をいたしました後、一二三日の公布期間をもちまして公布をさせていただいているのが従来の経緯でございます。ことにおきましてもほぼ同じような日程かと思つております。

それからもう一つ、差額の支給の点でございまが、これは一概にどの省も全部同じといつわけにはまいりません。基本的には、改正いたします中身が非常にたくさんあるか非常に複雑かとい

うような点、あるいは計算をする仕方がコンピューターなのか手作業であるのかとか、いろいろな点がございます。したがつて、そういう点になっております。

○山元委員 ぜひ、今度は予算委員長でなしに、公務員の給与について、勤務条件について責任を含めて各省で検討させていただくことになつております。さらに金融機関、今ほとんどが銀行振り込みでござりますので、この点にも、営業日で四日ないし五日かかると言わっております。

私ども、もし今週中にこの法律が参議院も通りまして成立をさせていただきますならば、総務省においては、十一月の給与支給には新額でやらせていただけることになると思ひます。各省におきまして、いろいろな点を考慮しながら検討をしていただけるものと思つております。

○山元委員 ところで、ことしの人勧の取り扱いに当たつて、当初予算で財源が一・五%計上されております。このことはことしの賃金決定についても大変重要な要因だったと思うのですが、もし計上されていなければ、税収がどうとか、昔はといいますか、前はよく政争の具にまで使われたいきさつがございますが、早期実施という観点からも、当初予算に一定の財源を積んでおくことが大変大事だと思うのですが、長官としてことしの予算編成に当たつてそのことについて精いっぱい努力をしていたいふうに思つてます。

が、そのことについてお伺いしたいと思います。

○山口国務大臣 給与改善費を計上するかどうかということは予算編成上の見積もり方針の問題でありまして、財政当局が適切に判断するものと考えております。したがいまして、総務省としてどうこうというわけにはまいりませんが、私も、平成六年度予算編成に当たりましては、当時予算委員長でございまして、財政当局に対しても従来どおり一・五%の給与改善費を織り込むべきだという

うに考えております。

○山元委員 ぜひ、今度は予算委員長でなしに、公務員の給与について、勤務条件について責任をもつていらっしゃるという立場で御努力をお願いをしておきたいと思います。

次に、公務員の育児休業給付についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。

御案内のように、民間の育児休業給付は来年の四月一日から実施をされるわけです。雇用保険制度の中で実施されるわけですが、公務員のことは四月に人事院が大蔵省に書簡を出され、民間に準じて、これは育児休業法が制定されたときの附帯決議でもあったわけですが、それを踏まえて人事院が大蔵省に申し入れをしていただきました。しかし、その後は全く何ら音さたております。このことはことしの賃金決定についても大変重要な要因だったと思うのですが、もし

計上されていなければ、税収がどうとか、昔は

といいますか、前はよく政争の具にまで使われたいきさつがございますが、早期実施という観点からも、当初予算に一定の財源を積んでおくことが大変大事だと思うのですが、長官としてことしの予算編成に当たつてそのことについて精いっぱい努力をしていたいふうに思つてます。

が、そのことについてお伺いしたいと思います。

○山口国務大臣 給与改善費を計上するかどうかということは予算編成上の見積もり方針の問題でありまして、財政当局が適切に判断するものと考えております。したがいまして、総務省としてどうこうというわけにはまいりませんが、私も、平成六年度予算編成に当たりましては、当時予算委員長でございまして、財政当局に対しても従来どおり一・五%の給与改善費を織り込むべきだという

ことを強くお願いを申し上げ、その実現のために努力をいたしました。

したがいまして、財政当局が判断する問題でありますけれども、これは総務省としてということではなくて、政治家の一人として私も給与改善費を計上すべく今後とも努力をいたしたいというふうに思つております。

それからもう一つ、差額の支給の点でございまが、これは一概にどの省も全部同じといつわけにはまいりません。基本的には、改正いたします中身が非常にたくさんあるか非常に複雑かとい

くいるわけです。

そういうことから考えると、これを考へるに、国公、地公ごとに一つの制度をつくる、あるいは単位共済ごとに大変状況が違います。健保でやつてゐるところもありますし、特に地方公務員についてはそういう共済短期に該当しない人たちも多い

ことはありますけれども、これは総務省としてということではなくて、政治家の一人として私も給与改善費を計上すべく今後とも努力をいたしたいというふうに思つております。

受け皿となるべき仕組みを、枠組みをつくるなければならない」と思うのですが、そのことについて大蔵省は今どのようにお考えになっているのかお伺いしたい。

○松川説明員 育児休業給付の問題につきましては、ただいま委員の御指摘ありましたとおり、民間におきましては、既存の社会保険制度であります雇用保険制度の中で支給するということにされておりまして、平成七年の四月から実施される予定となっております。

そこで、国家公務員につきましては、雇用保険制度が適用されませんことから、どう扱いをするかという問題でございますが、先ほど御指摘ありましたように、人事院より、共済組合制度の中で、給付水準及び実施時期を含めまして、民間の育児休業給付に見合った給付を行うことが現実的かつ適切との考え方が示されているところでございます。現在、そういう人事院の意見の申し入れを踏まえまして、共済制度の中におきます短期給付の中で仮に措置する場合の具体的な仕組みやその問題点等につきまして鋭意検討しているところでございます。

ただいま委員からは、将来の制度の展望も踏まえた検討をどのように考えるかということがございましたけれども、当面、何よりもまず民間の育児休業給付に見合った給付を共済制度の中でどのように措置できるのかということの検討を進めることが大事ではないかと考えております。

また、単位共済ごとに実施する場合の負担率の差の問題の指摘もございました。この点は、だだいま申し上げましたように、育児休業給付を共済制度の中でもどのようないま申します財政運営の基本的な考え方を踏まえます。現在在銘給付においてある必要があること

當を行うこととする一方、著しい掛金率の差が生じる場合には、短期給付全体を対象としたいたしまして財政調整事業を実施することとされておりまして、こうした取り扱いとの均衡なども考えながら伺いしたい。

○山元委員 共済によつて違う、地方公務員については特にいろいろなケースがあるということについて苦労をしていただいているのだろうと思いまが、ぜひそのことについては、地公は地公として同じ条件になるように検討してもらいたいと思います。

一つお伺いしたいのですが、民間には給付についての十分の一の国庫負担がございます。八分の一に対して当面十分の一といふくなっていますけれども、公務の方はどういうふうに措置をするか、その検討はどうなっていますか。

○松川説明員 ただいま御指摘がございましたように、雇用保険における育児休業給付につきましては、一〇%の国庫負担が措置せられていることは承知しているところでございます。

そこで、国家公務員共済制度の中で育児休業給付を措置する場合に国庫負担をどうするのかといふ問題につきましては、民間におきます雇用保険の育児休業給付に対する国庫負担の趣旨を踏まええた検討をどのように考えるかといふことがございましたけれども、当面、何よりもまず民間の育児休業給付に見合った給付を共済制度の中でどのように措置できるのかということの検討を進めることが大事ではないかと考えております。

また、単位共済ごとに実施する場合の負担率の差の問題の指摘もございました。この点は、だだいま申し上げましたように、育児休業給付を共済制度の中でもどのようないま申します財政運営の基本的な考え方を踏まえます。現在在銘給付においてある必要があること

おくれず実施をする、あるいは同水準の給付で保する、これはさきの羽田政権のときですけれども、本会議で社会党の池田議員の質問に対して総理も、「公務部門におきましてもそれに見合う何らかの措置が必要であると認識」している、ある

いは時の労働大臣、鳩山さんですけれども、立派なことをおっしゃつていただいております。「当然、公部門、民部門を問わず、公民」オールジャパンで、一体で進んでいくのが理想でございます」こういうふうに御答弁があつたわけで、私も大変喜んだわけですけれども、これはやはりきっちりとした、同水準、同時期発足ということ努力をしていただきたいというふうに思っています。

そこで大蔵省に、今鋭意検討中だとおっしゃつていますけれども、この本会議場での答弁について、きつちりと守ろうという努力をされるのか、決意があるのか、そのところをちょっとお伺いをしたいと思うのです。

○松川説明員 ただいま申し上げましたように、民間におきます育児休業給付に見合った給付をどうするかという観点から検討を進めておるわけでございまして、民間における育児休業給付が平成七年の四月から実施されるという予定であるといふことも十分にらみながら結論を出していきたいと思っております。

○山元委員 そこで、最後ですが、人事院にお伺いをしたいわけですね。

四月二十八日に、私どもはこれで当然だというふうに思いますけれども、附帯決議等を踏まえて、共済制度の中で行うべきだということを大蔵省主計局長あてに書簡を出しておられるわけですね。そういう立場からも、さらには公務員の勤務条件を守るという立場からも、人事院がこの問題について今どのように対処をしていらっしゃるの

だらうというふうに思うのですね。

そういう意味からも、まず地公を早く決めないといけない。日程的にいうと、この国会できちんと國務員については決めてしまわないと、地

官に、公務員の勤務条件をきつちり守るという立場で、地方公務員を含めて実施する場合に大変急がなければならぬということについての所見をお伺いしたいと思います。

○山口国務大臣 山元委員御指摘のとおり、公務部門におきましても、民間部門において雇用保険制度の中で措置されている育児休業給付に見合う何らかの措置が必要であるということは認識をいたしております。

これらの問題は、人事院の意見表明を受けまして、同制度を所管する大蔵省において今検討が行われていることは御答弁のあったとおりでござりますが、私どもいたしましてはその検討を見守っていきたい。人事院勧告完全実施、人事院勧告の意向は完全実施をしていくというのが私ども何らかの措置が必要であるということは認識をいたしております。

○山元委員 そこで、最後ですが、人事院にお伺いをしたいわけですね。

四月二十八日に、私どもはこれで当然だといふふうに思いますけれども、附帯決議等を踏まえて、共済制度の中で行うべきだということを大蔵

省主計局長あてに書簡を出しておられるわけですね。そういう立場からも、さらには公務員の勤務条件を守るという立場からも、人事院がこの問題

について今どのように対処をしていらっしゃるの

だらうというふうに思つてます。

そういう意味からも、まず地公を早く決めないといけない。日程的にいうと、この国会できちんと國務員については決めてしまわないと、地

方公務員は同時発足ということにはならないと私は思つてます。そういう意味で、これは総務長

はやはり同時発足、同水準ということについて一

生懸命になつて頑張つていただくという決意が聞か取れないというふうに思いました。どうかこれは、先ほども申し上げましたように、地方公務員も含めて実施をしようと思うと本当に急がなければならぬことですから、人事院ともども総務庁と一緒に御努力をお願いしておきたいと思います。

最後に、時間が来ましたけれども、一言ですが、これは答弁は必要ありませんけれども、私は前の内閣委員会で二回にわたって、人勧がいかにも低い、ですから公務員全体の気持ちとして、官民比較の方式がやはり問題があるのでないか、官民較差の比較の方式を抜本的にもう見直すべきだというふうに申し上げてきました。民間の実態の捕捉の仕方が、私も今まで言つてきたのですが、公務員にとって非常に過酷な条件で比較がされているというふうに思いますが、としの人勧はことしの入勧としても、来年の入勧についてはそのことをしっかり踏まえて論議を始めいただきたい、これは要望したいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○田中委員長 次に、松本善明君。

○松本(善)委員 私は、八月の委員会のときに、人勧史上最低の一・一八%の勧告は公務員労働者の生活改善につながらない水準であり、こういう勧告を出す人事院は職員の利益を保護するという責任を放棄するに等しいものだ、こういうふうに批判をいたしました。

実際に、生活の改善につながらない近年の低率ベアでは、公務員労働者の生活が圧迫されていることが国公労連とか自治労連の調査で浮き彫りになつております。近年の低率ベアで、家計は住宅費や教育費などの比重が高くなり、預貯金の取り崩しで辛うじて生活を支えているのが家計の実態になつております。

公務員給与を決定する要件は、生計費、それから民間賃金、人事院の決定する適当な事情の三つが国家公務員法で挙げられておりますが、公務員労働者の家計の実態から見ると、人事院は、民間

給与は強調するが生計費については軽視をしているというふうに言わざるを得ないと思います。例えば、自治労連が調査をいたしましたことは、一緒に御努力をお願いしておきたいと思います。

四月の四人家族の家計簿調査によりますと、人

事院の標準生計費の費目にはば合わせた調査で比較をしてみると、四十万四千三百八十五円も

かかるであります。総務庁も家計調査をしておりますが、その家計調査でも四人世帯の消費支出は三十七万八千九百四十二円となつております。と

ころが、人事院の標準生計費は、四人世帯で二十万四千八百十円、労働組合の調査より十五万九千五百七十五円も低く、総務庁の消費支出よりも十二万四千百三十二円低い。これは標準生計費が公務員労働者の生活実態からかけ離れているということを示しているのだと思います。

人事院は、公務員労働者の生活実態からかけ離れている標準生計費を見直す必要があるのではないか。同時に、人事院みずから公務員の労働者世帯の生計費を実際に調査するというようなことも必要なのではないかと思いますが、総裁の御意見を伺いたいと思います。

○弥富政府委員 お答えを申し上げます。

標準生計費の算定方法につきましては、毎年勧告の際に生計費関係資料として提出をいたしておりますところでございますが、例えば、本年を例にとつて申し上げます。二人ないし五人世帯につきましては、これは総務庁で行っておられます、家計調査における平成六年四月の費目別平均支出金額、日数を十二分の三百六十五といふことで、世帯人数を四人に調整したものの費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定をいたしておりますところでございます。

実際には、生活の改善につながらない近年の低率ベアでは、公務員労働者の生活が圧迫されていることが国公労連とか自治労連の調査で浮き彫りになつております。近年の低率ベアで、家計は住宅

準を求めるために算定をいたしておりまして、毎年の勧告に際しましては、俸給等の給与上の配分の妥当性を検討するための資料として活用をいたしております。

なお、公務員給与は民間の給与水準に準拠して決定することを基本といたしております。民間給与には生計費それから物価等の動向がこれはもう既に反映されているものと思料をいたしているところでございます。

○松本(善)委員 実際に矛盾が出ていてるんですね。それを実態を調べもしないで、ただ標準生計費でやつてある今的人事院のやり方を擁護する、合理化をするということだけではやはり物事は進まないと思うのです。やはり率直に国会の議論を受けとめて、その改善方を図るのが当然ではないかというふうに思います。

次に、育児休業中の期末・勤勉手当の取り扱いについて質問をいたします。

民間の一時金に相当いたします期末・勤勉手当は、若干の特例はありますけれども、三月一日、六月一日、十二月一日の基準日に職員が在職していないと支給されないことになります。この基準日主義を機械的に育児休業に適用するためにはさまざまの矛盾が起きております。

わかりやすくするために具体的なケースについて人事院に聞きますが、第一の例として、夏の期末・勤勉手当の支給基準日の六月一日が過ぎた六月二日から十一月二十三日まで勤務をして、十一月二十四日から十一月一日を含めて育児休業をとつた場合に、十一月分の期末・勤勉手当は支給されるでしょうか。

○丹羽政府委員 期末・勤勉手当につきましては、基準日に在職する職員に対しまして支給されるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

ただいま局長の方から、期末・勤勉手当につきるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

○弥富政府委員 お答えを申し上げます。

は、基準日に在職する職員に対しまして支給されるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

ただいま局長の方から、期末・勤勉手当につきるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

ただいま局長の方から、期末・勤勉手当につきるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

ただいま局長の方から、期末・勤勉手当につきるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

○丹羽政府委員 十二月一日に復職されて

いる職員には、期末・勤勉手当は支給されないということになるわけございます。

○丹羽政府委員 されないと。

では、六月一日から十一月二十三日まで育児休業をとつて翌日の十一月二十四日に勤務に復職した場合、期末・勤勉手当は支給されますか。

○丹羽政府委員 十二月の一日に復職されているということをございますから、支給されるわけ

ございます。

○松本(善)委員 結局今の場合はされるということですけれども、私の聞いたことにいろいろと弁明をされるということ自体がこの矛盾を示しているわけございます。

○松本(善)委員 結局今の場合はされるということですけれども、私の聞いたことにいろいろと弁明をされるということ自体がこの矛盾を示しているわけございます。

○松本(善)委員 今申しました例は実際についたことがあります。十二月一日の基準日在職をしていないと支給されないことになります。この基準日主義を機械的に育児休業に適用するためにはさまざまな矛盾が起きております。

わかりやすくするために具体的なケースについて人事院に聞きますが、第一の例として、夏の期末・勤勉手当の支給基準日の六月一日が過ぎた六月二日から十一月二十三日まで勤務をして、十一月二十四日から十一月一日を含めて育児休業をとつた場合に、十一月分の期末・勤勉手当は支給されるでしょうか。

○丹羽政府委員 期末・勤勉手当につきましては、基準日に在職する職員に対しまして支給されるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

ただいま局長の方から、期末・勤勉手当につきるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

ただいま局長の方から、期末・勤勉手当につきるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

ただいま局長の方から、期末・勤勉手当につきるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

ただいま局長の方から、期末・勤勉手当につきるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

おきましては支給されるわけでございます。

ただいま局長の方から、期末・勤勉手当につきるものでございます。したがいまして、ただいまの御質問の十二月一日に在職しております限りに

されは、かつては給与法とは別に国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律、これは昭和二十五年ぐらいの法律でございましたが、年末一時金の支給の取り扱いにつきまして、制度以来やはり基準日主義をとっているということどころでござつて、これにつきまして、ただいま御指摘がございましたが、検討をいたしてみたい、研究をいたしてみたい、かよう考へております。

○松本(善)委員 基準日に無給の職員でも、基準日前一ヶ月以内に退職した職員または死亡した職員には期末手当が支給されるのであります。この例外措置は当初はありませんでしたが、昭和三十八年二月の給与法の改正でとられた措置であります。

改正のその理由は、これまで支給日までのわずかの期間在職したならば当然受けられるであろう手当を、その直前に退職することによって失うこととなるものについて、その間の均衡を考慮して若干減額した上で支給することにしたというものです。育児休業等期末・勤勉手当の場合も、基本的には同じ趣旨であります。

今人事院総裁は検討すると言いましたが、総務省長官、担当の大臣であります。今お聞きになつて矛盾は明らかだと思ひます。それで、法律でその点が是正をされている場合もあるわけです。やはりこれは是正のために大臣としてもやられるべきではないかと思いますが、御見解を伺いたいと思ひます。

○杉浦政府委員 お答え申し上げます。

この制度につきましては、ただいま人事院の方からお話をございましたので言及いたしませんが、人事院が今後検討をされ、新しい制度を創設するということになりますれば、私どもその勧告が出ましたら、国内の国政全般等を考えながら適正に対処していくかと思つております。

○松本(善)委員 人事院総裁、いつごろまでに検討をされましょ。

○赤富政府委員 お答えを申し上げますが、検討、私、研究と申し上げたわけございまして、ちょっと早急にいついつというまでお答えを申しかねるところでございますが、いろいろと制度といふものはやはりこれは常に考えいかなければならぬことではないか、そういう考え方を持つてお答えをした次第でございます。

○松本(善)委員 隨分消極的ですね、実際に矛盾が出ているのに。

期末・勤勉手当というのは民間の一時金、ボーナスに相当するのであります。つまり、労働の対価であります。したがつて、期末・勤勉手当の支給対象期間内に勤務した場合は、勤務した期間に応じて支給をされるべきだと思います。ところが、育児休業の場合は、期末手当の支給対象期間に勤務した分も、基準日に在職していなければ期末手当が受けられないことになっている。これは労働の対価である期末・勤勉手当の性格からしても問題でありますけれども、国家公務員の育児休業法も民間準拠をスタンスにしているのではありませんか、お聞きしたいと思います。人事院総裁。

○赤富政府委員 育児休業給につきましては、御承知のとおり民間企業においては来年の四月からということになっておりまして、これに見合う、国家公務員についても何らか考えなければならないのではないか、これは国会の附帯決議がございました。

大蔵省の方では、やはり来年の四月の民間企業の方の育児休業給を念頭に置かれて対処をされるものと考へております。

○松本(善)委員 ちょっと少し私の聞こうとしていることを取り違えているのかもしれません、とにかく、民間準拠ということです。

○松本(善)委員 ちょっと少し私の聞こうとしていることを取り違えているのかもしれません、私が委員会の答弁を読み上げましたけれども、そのときに内閣委員会では附帯決議を付しておきました。総裁も先ほど労働省の答弁がありましたが、八〇・四%となつております。

○松本(善)委員 今お答えのように、民間では圧倒的に出勤日または休業期間に応じて支給するのです。このように、民間では大多数の企業が、育児休業中でも出勤日数に応じて賞与が支払われているわけです。育児休業法が民間準拠というのであれば、賞与の扱いについても民間に準拠して出勤日または休業期間に応じて支給する、こういうふうに改善するのが当然じゃないですか。

○丹羽政府委員 ただいま労働省の方でお答えになりましたのは、給与の算定期間に育児休業期間があつた場合の取り扱いについてでござりますが、公務におきましても、期末・勤勉手当の算定期間に育児休業期間があつた場合、期末・勤勉手当の期間、すなわち期末手当につきましては在職期間でございますが、これにつきましては育児休業期間の二分の一、それから勤勉手当にありますことは、勤務期間そのものから育児休業期間を除いて計算して支給されるということござります。

○松本(善)委員 どうもかみ合わないのですけれども、赤富総裁は育児休業法の審議の際にこのよう答弁をしています。「民間との情勢適応の原則」ということを踏まえまして、今後民間における実態の把握に急速努めまして、育児休業中の給与の給付のあり方ににつきまして、必要に応じ適切な対応をとることをできるよう検討いたしてまいりたい、本委員会の九一年十一月十六日です。

また、当時の岩崎総務庁長官も次のように答弁をしております。「民間の休業中の給与等につきましては、労使間の話し合いに任されているわけだと思うのですけれども、もう一度読み上げま

いについては、「出勤日又は休業期間に応じて支給する」、その企業は何様になつておられますか。

○北井説明員 平成五年度の労働省の調査によりますと、賞与の算定期間に育児休業期間があつた場合の取り扱いについて、「出勤日又は休業期

間に応じて支給する」と回答のあった企業は、八

〇・四%となつております。

○松本(善)委員 今お答えのように、民間では圧倒的に出勤日または休業期間に応じて支給するのです。このように、民間では大多数の企業が、育児休業中でも出勤日数に応じて賞与が支払われているわけです。育児休業法が民間準拠といふのであれば、賞与の扱いについても民間に準拠して出勤日または休業期間に応じて支給する、これが早急に改めなければならぬものなん

す。これは早急に改めなければならぬものなん

です。

○丹羽政府委員 ただいま労働省の方でお答えになりましたのは、給与の算定期間に育児休業期間があつた場合の取り扱いについてでござりますが、公務におきましても、期末・勤勉手当の算定期間に育児休業期間があつた場合、期末・勤勉手当の期間、すなわち期末手当につきましては在職期間でございますが、これにつきましては育児休業期間の二分の一、それから勤勉手当にありますことは、勤務期間そのものから育児休業期間を除いて計算して支給されるということござります。

○松本(善)委員 どうもかみ合わないのですけれども、赤富総裁は育児休業法の審議の際にこのよう答弁をしています。「民間との情勢適応の原則」ということを踏まえまして、今後民間における実態の把握に急速努めまして、育児休業中の給与の給付のあり方ににつきまして、必要に応じ適切な対応をとることをできるよう検討いたしてまいりたい、本委員会の九一年十一月十六日です。

また、当時の岩崎総務庁長官も次のように答弁をしております。「民間の休業中の給与等につきましては、労使間の話し合いに任されているわけだと思うのですけれども、もう一度読み上げま

いことはとんでもないんですよ。

○松本(善)委員 人事院総裁に伺いますが、今私が委員会の答弁を読み上げましたけれども、そのときに内閣委員会では附帯決議を付しておきました。総裁も先ほど答弁の中で触れられたわけですから承知の上

だと思うのですけれども、もう一度読み上げま

す。「今後、民間企業における実態等を適宜調査し、育児休業期間中の経済的援助を含め、育児休業制度等について総合的に検討を行い、必要があるときは適切な措置を講ずべきである。」と国会でこれが附帯決議としてやられてゐるわけです。

それから、本年六月に日本弁護士連合会も同趣旨の意見書を出しておられます。社会的にも、これはだれが見てもおかしいということなんですよ。こういうことを改善するというのが人事院なんですよ。それをやらなかつたら存在価値が問われるんですよ。何も意味がないじゃないかと、何やってるんだと。労働者の団結権や団体行動権その他を制限したかわりにあるというのでしょう。存在価値がなくなつたら、この制度自身が無意味になりますよ。私は、これを早急にこの附帯決議の趣旨に合つよう改正をしなければならぬというふうに思うのです。

人事院総裁 謙虚に、先ほど研究と言つた。研究ではだめです。やはり、きちつと検討すると。国会が意思を決めているんですから。そしてあなたも、私の質問に対してもな答弁で反論できぬのですよ。だれが考えたって、この矛盾は明らかですよ。総務庁長官も、個人としては、それはそう言わればそうかなと言つたでしよう。私は、人事院総裁がこの問題について至急検討されるよう求めたいと思います。改めてこの問題についての答弁を伺いたいと思います。

○山口国務大臣 誤解があつては困りますので。私個人としてそのとおりだなと言つたわけではないのです。個人として聞かれれば、そういうお話をあつたのかなというふうに申し上げたのであって、肯定したわけではありません。そういう御意見を承ったということでございまして、総務長官としては、先ほどお答えしたとおりであ

は、ノーワーク・ノーペイでございました。我々も検討しなければならない、民間企業の動向も踏まえて検討しなければならないということです、労働省の方の婦人少年問題審議会あるいは中央雇用審議会でございましたが、雇用部会の方の勧告あるいは報告を踏まえまして、来年の四月から実施ということになりました。ノーワーク・ノーベイでは困るということで、我々もこれに見合う措置をとらなければならないということで、先ほど来申し上げておりますように、大蔵省の方に対しても、どういうふうにするかと、その実施時期や給付水準等につきまして今検討をしているところでございます。

ただ、現在の制度というものはいろいろあります。これは、先ほど申し上げましたように、制度は決して万全のものではございません。しかしながら、現在それは検討いたして、研究いたして、検討、研究というのは非常にあります。が、研究いたしておきますにいたしましても、現在は、現在の制度というものが直ちにこれは妥当しないというわけではございませんので、それを考えながらただいま委員の申されたことも十分頭に入れて私の行動をさせていただきたい、かようになります。

○松本(善)委員 総務庁長官 そう言われればそ
うかなと、肯定ともとれるし、後からそうではない、こう言わされましたけれども、いわばそういうニュアンスです。ここに公務員の皆さんたくさんおられると思うのですが、当たり前だと思って聞いていると思いますよ、これは。

それは弥富さん、大蔵省のことをちょっとと言わ
れた。それとは関係ないですよ。労働者の育児休業手当の支給の状況がおかしければ、それを正す
というのが人事院なんですよ。その財政措置やそ
の他は大臣に任せればいいのですよ。それを余計
のけしからぬと思うのですよ。今しかし、言葉

の中では研究から検討というふうに言われたのではなく、実際上お話の中では一步進まれたのではないかと思いますが、いつごろまでに検討の結論を出していくだけましょか。

○宮嶋政府委員 ただいまその検討、研究ということで非常に言葉上いろいろありましたけれども、私としては、先ほど来申し上げておりますように、決してこれで十全なものであるということを考えているわけではございません。ノーワーカー・ノーペイから、やはり公務員にも民間の企業にも見合った育児休業給を考えなければいけないと、いうことまで進んでいるわけでございますから、現在の制度を直ちに、いつまで変えるとか変えないとかということをお答え申し上げるのはなかなかか難しいわけでございますが、ただいまの委員の御意見も十分私は頭に入れさせてくださいといふことを申し上げている次第でござります。いつまでというのは今ちょっと申し上げかねるところでございます。

○松本(善)委員 今の状況が十分なものではないということをお認めになつて、できるだけ早く検討して結論を出し、そして公務員労働者の労働条件の改善のために人事院が本来の役割を果たされるよう要求いたしまして、私の質問をこれで終わります。

○田中委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております一般職の職員の給与に関する法律の一項を改正する法律案に對して、修正案の提案理由と、その内容の概要を御説明申し上げます。

提案の第一の理由は、政府案は、人勤史上最低の一・一八%という低率の給与改善に加えて、期末手当の支給月数を〇・一ヶ月切り下げるとしています。この措置は低率ペアをさらに切り下げて、ペアは年間でわずか〇・六%となり、昨年度の消費者物価上昇率一・二%に遠く及ばず、公務員労働者とその家族の生活に深刻な打撃を与えるものであります。したがつて、公務員労働者とその家族の生活を擁護する立場から、期末・勤勉手当の現行年間支給月数五・三ヶ月を維持しようとするものであります。

提案の第二の理由は、人事院調査の民間企業の一時金支給月数は、日経連や東京都の調査結果を大幅に下回るなど、人事院が行う大ざっぱな月数比較方式に問題があるからであります。

次に、修正案の概要を申し上げます。

政府提出の一般職職員給与法改正案の期末手当の十二月期の支給割合を百分の百九十に引き下げる改正を行わないものとするために、第十九条の第四項の改正規定を削除するものであります。

なお、本修正案に要する経費は、約百九十一億円の見込みであります。

以上が、修正案の提案理由とその概要であります。

委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを要望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○田中委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聽取いたします。山口総務庁長官。

○山口国務大臣 ただいまの一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修

正案につきましては、政府としては反対であります。

○田中委員長 これより各案及び修正案を一括して討論に入ります。

○松本善明君 討論の申し出がありますので、これを許します。松本善明君。

ただいま議題となつております給与関係三案のうち、特別職員給与法一部改正案及び防衛庁職員給与法一部改正案について反対の討論を行います。

初めに、特別職員給与法一部改正案についてあります。

本案の対象となる特別職員は、内閣総理大臣、國務大臣、内閣法制局長官など、ほとんどが

行政庁のトップに立つ特別の地位を有する者であり、現行の俸給月額も、内閣総理大臣二百二十万八千円、國務大臣百六十一万一千円というようになります。

こうした高額の引き上げは、公務員労働者はも

とより不況のもとで苦しむ国民の一般的な生活水準、また消費税の増税を国民に押しつけながらみ

ずからの給与は通常どおり引き上げるやり方は、國民の理解を得られるものではありません。

次に、防衛庁職員給与法一部改正案についてであります。

村山内閣は、自衛隊の合意、日米安保条約の堅持を表明し、世界の憲兵戦略をとるクリントン米

政権に全面的に協力する姿勢を示し、世界第一位の軍事費のさらなる増大、国連常任理事国入りの表明、PKO法の歴史的条項さえも無視した自衛隊海外派兵の新たな拡大など、軍事大國化の道を歩んでおります。

自衛官及び防衛庁職員の給与を一般職の職員並にバランスをとるというのであれば、ますます軍事大

国化の道を転換し、大幅な軍縮を行うことが先決であります。これを行わないで自衛官及び防衛庁職員の給与を引き上げることは、國民感情から見ても認められないことを申し上げまして、反対討論を終わります。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。

○田中委員長 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、松本善明君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○田中委員長 一般職の職員の給与に関する法律の修正案は否決されました。

次に、原案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立少數。よって、松本善明君提出の修正案は否決されました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三分休憩

○田中委員長 午後二時三十分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中委員長 第百二十九回国会、内閣提出、行政改革委員会設置法案及びこれに対する加藤卓二君他二名提出の修正案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

○弘友委員 改革の弘友和夫でございます。

私は、改革を代表いたしまして、今本委員会に上程されております行政改革委員会の設置法案並びに今大きな問題であります行政改革一般にわたりまして御質問をしたい、このように思いますが、それでも、質問に入る前に、せっかく五十嵐官房長官お見えでございますので、ちょっとと一点、御質問したいのです。

けさの朝刊に、リ・ウンへへというのですか、「李恩恵」、条件にせず、日朝交渉再開で官房長官見解 五十嵐官房長官は二十四日午後の記者会見で、日本と朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化交渉中断の原因となっていた大韓航空機爆破事件の金賢延元死刑囚の日本人教育係「李恩恵」問題の取り扱いについて、「我が国としてい」と述べ、交渉再開の障害にはならないとの認識を示した。このように報道をされておるわけ

ふうに我々としては考えているのであります。

李恩恵問題がその上で前提になつていて、今申し上げたようなこと

となのあります。ただ会談に入りましたならば、いろいろ論議される中の一つの問題として李恩恵問題は申すまでもなく我が國としての関心事項である、こういう考え方であります。

○弘友委員 この問題につきましては、今後いろいろと出てくると思いますので、そのぐらいにしておきたいと思います。

それでは、まず行政改革一般にわたりましてお尋ねをしたい、このように思います。

申すまでもなく、戦後五十年たつて日本の置かれている状況、また対外的には東西冷戦が崩壊

され、また日米構造協議などそういう貿易摩擦の問題だと、また落ち込んだ景気の回復をどうするのかとか、また二百兆以上の国債残高をどうする

かとか、また急速に進行している高齢化社会への対応をどうするか、さまざま問題が今山積しておられますけれども、これで政府の交渉再

開の条件にしないというのは、政府の方針が変わられたのかどうか、またどういうことでそういうことになったのかということをまずお聞きしたい、このように思います。

○五十嵐國務大臣 御承知のとおり、日朝国交正常化交渉につきましては、九一年の一月から八回たしたわけであります。再開のめどが立っていないという状況がずっと続いているわけであります。

本会談を開催してきたわけであります。この交渉は九二年の十一月の第八回本会談が北朝鮮の対応が原因として次回日程を決められずに終了いたしました。たしたわけでありまして、再開のめどが立っていないという状況がずっと続いているわけであります。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのですが、ドアは閉められているのではなくれば再開をいたしたいという状況というのは、今までずっとと変わらないところでございまして、それで、これは相手側が応じてくるということであれば、これは改めて対応が変わらないところです。

でもずっとと変わらないところでございまして、それが相手側が応じてくるということであれば、これは改めて対応が変わらないところです。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのではなくれば再開をいたしたいという状況というのは、今までずっとと変わらないところでございまして、それで、これは相手側が応じてくるということであれば、これは改めて対応が変わらないところです。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのではなくれば再開をいたしたいという状況というのは、今までずっとと変わらないところでございまして、それで、これは相手側が応じてくるということであれば、これは改めて対応が変わらないところです。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのではなくれば再開をいたしたいという状況というのは、今までずっとと変わらないところでございまして、それで、これは相手側が応じてくる

ことがあります。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのではなくれば再開をいたしたいという状況というのは、今までずっとと変わらないところでございまして、それで、これは相手側が応じてくる

ことがあります。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのではなくれば再開をいたしたい

ことがあります。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのではなくれば再開をいたしたい

ことがあります。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのではなくれば再開をいたしたい

ことがあります。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのではなくれば再開をいたしたい

ことがあります。

ただ、我が國としてはこの交渉再開については格別な条件というものを付しているわけではなくないという意味ではドアは閉められてはいるのではなくれば再開をいたしたい

ことがあります。

たのは、とにかくそういう中において、今景気の問題にしても何にしても行政改革を断行しなければならない、そして一万一千に上の許認可だとか、そういうものも見直して規制緩和もやる、それをしなければもう日本の国はだめになる、こういうことは私は共通の認識だというふうに思つてゐるわけです。

いまして、私ども、そういうた絶縁の決意を踏まえまして、規制緩和さらには地方分権、情報公開、特殊法人の整理合理化、これらの問題に真剣に取り組んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘ありましたように、内外からの要請もござります日米貿易整備協議、日米包括協議、そのような折に、この規制緩

和を推進するために、本年度内に向こう五ヵ年間に及ぶ規制緩和の方針を取りまとめていこう、こういうことで、日下総務庁が中心で全力を挙げて真剣に取り組んでいるということを御報告申しあげたいと思う次第であります。

○弘友委員 総理は所信表明で、断行する、こう言われましたけれども、具体的なことをお聞きましたら少し後退しているのではないかという印象を、後からお聞きしますけれども、受けるわけなんですね。

○山口國務大臣　お答えいたします。
御指摘ありましたように、最初に増税ありきで
はない、行政改革、具体的には特殊法人の整理合
理化あるいは官庁の統合の問題あるいは地方分
権・情報公開、それぞれ行政改革はできる限り進
める中で、国民に対して負担を求める増税という
問題は、その中で結論を出し、そうして国民にお
願いをしていくものではないかという趣旨のこと
は申しました。そういう趣旨にのっとりまして、
政府といいたしましてもこの消費税の問題に関しま
す。

○山口國務大臣

一つ取り組んできた、私はそういうふうに考えております。また、羽田内閣もそれを継承して、改革の持続ということを引き継いだわけです。

村山内閣が発足しまして、確かに改革の持続を言つておられますし、また行政改革は内閣最大の課題である、このようにも申されているわけですが、さいますが、ただ、そこで懸念いたしますのは、この行政改革大綱の取り扱いを見ましても、何か具体的なものが先送りされているのではないかと思うのです。

かなと。まあ一般新聞紙上等では、五五年体制を支えてきた一方には族議員という自民党さんがいて、また官公労に支えられた社会党さんがいる、その五五年体制では行政改革は難しいのではないかと思うかといふような、いろいろな世間の考え方もあるざいますけれども、とにかくここで官房長官並びに担当である山口総務庁長官に、この行政改革、どういふふうに断行していくのか、その決意なり手順なりをまずお伺いしておきたい、このよう思つて参ります。

○山口國務大臣　お答えいたします。
五五年体制云々というような形で御注意もござ
いましたが、私どもは村山内閣いたしまして、
委員も御指摘をされましたように、行政改革が村
山内閣の最大の政治課題である、このような点を
しっかりと受けとめまして、しかも村山総理は閣
議の折、しばしば各閣僚に対しまして、行政改革
こそが内閣の最大の課題だ、閣僚の協力はぜひお
願いをするという要請もいたしていわわけでござ

いまして、私ども、そういういた経理の決意を踏まました上に、内外からの要請をございます日米貿易協定、情報公開、特殊法人の整理合理化、これらの問題に真剣に取り組んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘ありました通りでありますと、内閣からも、そういう内閣からの要請にござりまする。それで、この規制緩和の問題が問題になつてゐるといふ意味もありますし、また我が国独自としても経済の活性化を図る、そして今民間の企業もリストラで苦労しておられる、そういうときには政府みずからがやはりきちと血も流さなければいけぬ、こういう決意で取り組んでおるわけですがございまして、村山内閣として以上申し上げた取り組みをいたしているということで、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

○五十嵐國務大臣　いま総務庁長官のお話したになつたとおりであるのでございますが、既に御承知のように、村山総理は、所信表明におきましても、大変行政改革に関しましては力を込めて決意を述べている次第であります。九月三十日の所信表明の中では、「行政改革の断行こそ、この内閣が全力を傾けて取り組まなければならない課題でもあります。」こう述べて、るる行政改革への考え方を情熱を込めてその後語っているところでありますが、こういう總理のかたい決意というものを踏まえて、また与党におきましても、先日来熱心な御検討の中で基本方針というものを出していただきましたものですから、これらを踏まえて、先般も閣議で、總理から各大臣に厳しい指示がそれ出されたということに相なつて、いる次第であります。

殊に、委員御指摘の規制緩和につきましては、活性化や国際的調和の観点から、これは非常に重要なものであるという認識をいたしておりまして、政府はさきの二百七十九項目のあの緩和決定に次いで、今後さらに積極的かつ計画的に規制緩和

和を推進するために、本年度内に向こう五年間で、ういうことで、日下総務庁が中心で全力を挙げて真剣に取り組んでいるということを御報告申しあげたいと思う次第であります。

○弘友委員 総理は所信表明で、断行する、こう言われましたけれども、具体的なことをお聞きしたら少し後退しているのではないかという印象を、後からお聞きしますけれども、受けるわけなんですね。

そこで、山口長官にお尋ねしたいのですが、「これは午前中の審議の中でも出ておりましたけれども、朝日新聞の「新閣僚は語る」、こういう中で長官は、「初めて消費税引き上げありきではない、政府自ら血を流すリストラが必要。省厅統合も考えるべきだし、特殊法人の廃止統合も必要だ。」云々、こういうふうに述べておられるわけですね。そして社会党さんは、細川内閣の福井税構想のときも、税制改革の前提に行政改革が必要だと強く言われたわけです。また、村山政権が成立に至る過程では、現与党的三党合意の中では、行政改革による財政効果を含む総合的改革案を国民に提示し、理解を求めて今年中に関連法案を成立させようとするとして、要するに、消費税の引き上げの前に、その前提として行政改革を断行する、そしてまた、行政改革によってどれだけの歳出削減効果というか、そこからそれを引き上げというか、山口長官の談話ではそういうふうな形になつておるわけです。

消費税引き上げの前に省厅統合だと特殊法人の廃止統合だと、そういうことが必要なんだ、それを具体的に提示してその上でやるべきだ、このように言われているわけですから、既に税特委等で、この消費税五%云々というのは今審議されているわけですから、もう既にかかるといふのですから、では、その前提となる改革の効果というか、それはどういうふうに考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

○山口國務大臣　お答えいたします。
御指摘ありましたように、最初に増税ありきではない、行政改革、具体的には特殊法人の整理合理化あるいは官庁の統合の問題あるいは地方分権、情報公開、それぞれ行政改革はできる限り進める中で、国民に対して負担を求める増税という問題は、その中で結論を出し、そうして国民にお願いをしていくものではないかという趣旨のことは申しました。そういう趣旨にのっとりまして、政府といたしましてもこの消費税の問題に関しましては、各方面の意見も聞く、与党内の議論も随分詰めるという中で、税制特別委員会で御論議をいただいている、税制大綱を御提起申し上げて今御論議をいただいているということだと思いまして、す。
したがいまして、私といたしましても、先ほど掲げましたそれぞれの行政改革の課題を真剣に進めていかなければならぬということで、御案内のよう、特殊法人の問題につきましては、本年二月の行革大綱では、二年間のうちに特殊法人の整理合理化を行なうなどを、与党の皆さんとも御相談の上で前倒しをいたしまして、これを年度内に結論を出すということです今精力的に努力をしておりますことは、委員も御案内のとおりでございます。税制特別委員会におきましてそのスケジュールも私申し上げました。基準についてもお話を申し上げました。そういうことで鋭意進めますつもりであります。
また、結局、それじゃ行政改革でどれだけ経費の捻出ができるかということになるのですが、これは計算的に計算できるものもござりますし、それからまた、規制緩和でありますとか地方分権でありますとか、こういった問題は、進めたからといふをしていくということになります。それで、そういう定というのは、これは困難であることは御理解いただけるとと思うのです。
進めるべき行政改革はきちっと進めていく、そういう中で、税の御負担をお願いすることもお願いをしていくということになると、それで、そういう

う意味では、当初申し上げました趣旨に沿いまして私も努力をいたしておりますし、村山内閣としても、与党としても、懸命に努力をしているということはひとつ御理解賜りたいと存じます。ことは、計量的に出せないというのは前もって、前もってというか、これは出せない部分が多いと、いうのはわかっていることなんです。だけれども、細川内閣のときにそれを明確にした上でやるべきだというふうに言われたわけです。行政改革によってどれぐらいの削減ができるのかとか、そういうことを明確にした上でやるべきだ、こう言われたからお聞きしたわけです。今になつて、計量的には出せないんだ。じゃ、計量的に出せない何と何を明確にやるんだということが今審議して出ているかといったら、これも出ていないわけでございます。

今長官にお答えいただきました特殊法人の數理、これは今お答えがありましたように、前の内閣では二年間かかる、これを前倒しにしてやつてあるんだ、こういうふうに言われましたけれども、要するに、十一月二十五日までに九十二ある特殊法人、それから八十五の認可法人、これは各省庁で見直しをする、そして二月十日までに各省庁で検討した検討結果を報告させる、こういうことなんでしょう。

午前中の答弁では、長官は、それと並行して、それに対する対応を示すが、年度末までに具体名を挙げてやる、こういうふうに言されました。だけれども、この問題については、前の、亡くなられた鈴木行革審の会長、あのときでも、この特殊法人なんというのは、あれは骨抜きなんかじゃないんだ、頭まで抜かれたんだということで、関係省庁のヒアリング、自民党的議員と言われている方がどうか知りませんけれども、関係各省がスクランブルを組んでヒアリングさえさせなかつた、頭まで抜かれた、それほど抵抗がある問題だと困ります。それを各省庁に見直しをさせて、その

結果が二月に出ますよ、それからどうするか、本年度じゅうに結論を出しますよ、それで残り一ヶ月ですかね。

そういうことで、果たして統廃合も含めた坂本的な見直しというのができるのかどうか。こわは、さきがけさんが具体的な案を出されて、すればらしいことだなというふうに思つておりますけれども、それが自民党さん・社会党さんのいるこの内の内閣で通るのかどうか。今から検討されると言いますけれども、検討した結果、省庁が検討したもののが出て、果たして我々が期待するような根本的な特殊法人の整理合理化といったものができますか。

これはやる前からと言つたら語弊がござりますけれども、先ほど建設省の御答弁が何かあってござりましたけれども、それは一つ一つとてみたら、みんな理屈のつくものだと思うのですよ。それを各省庁で検討して、一体どこが、内閣がそれを、前回の行革審のときは行革審がそれを検討しようとしたわけですね。今は各省庁がやっていくわけです。内閣が、総理が責任を持ってそれを施行していくのか。省庁の考え方ではない部分、整理統合にいろいろ抵抗がある部分をどこで推進していくのか。

また、前の内閣のものを前倒しをされたと言いますがけれども、九五年度の早い時期には推進計画というのを策定するというふうになつてゐるわけですね。だから、時期は早くなりましたよ。だけれども、結果としては何もできませんでした。だめなわけですから、そこ辺について、どこが責任を持つてやるのかということをお聞きしたいと思います。

○山口国務大臣 お答えいたします。

委員御指摘のように、特殊法人等の整理合理化が極めて難しい課題である、困難を伴う課題であるということは、私自身も承知しておりますし、本日出席しております五十嵐官房長官も承知をしておるし、また村山総理もそのことはよく認識しておられるだろうと思うのであります。

しかし、そういう困難な課題であるということは認識しつつも、村山内閣としては政治改革は重大な政治課題である。そうして、特殊法人等の問題ばかりではございません。規制緩和も地方分権も情報公開も、そして特殊法人、認可法人、そりで公益法人等の整理合理化についても真剣に取り組んでいこうということを決めているわけでございますから、これはそういった異常な決意で我々としては取り組んでいるということで御理解をいただきたいと思います。

確かに鈴木さんが行革審会長のときにそういう抵抗があったということは、私も漏れ承っております。しかし今度は、九十二特殊法人がござりますし、八十の認可法人がございますが、それぞの官庁において、それぞれの閣僚が先頭に立って見直しを一つずつ進めていく。そして、見直しが状況を十一月二十五日までに私ども総務庁に報告をもらう。そうしてさらに、この見直しの結果を二月十日に総務庁に報告をしてもらう。そういう形で、各省庁が閣僚を先頭にしてきりきり見直す努力をやっていただけるものと私は思つております。また、先ほど官房長官がおっしゃったように、総理もそのことを強く指示をいたしているわけがございます。

同時に、私どもは各省庁だけに任せようと思つてているわけではありません。今申し上げたような形で見直し状況の報告がある、見直し結果の報告がある。それと並行して、五十嵐官房長官と私どもは、マスコミ等あるいは各団体の代表者の皆さん方に特殊法人等についても御意見を承りたい、そういう計画も進めています。そうした国民的な世論を背景にいたしまして、私どもとしては、この問題についてはきちっとした答えを出す、こういう形で取り組んでいるわけでございまして、年度末には行革推進本部において具体的な名前を挙げた結論を我々としては必ず書き出すというつもりでやっているわけでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○弘友委員 それじゃ、別な角度から省庁統合の問題についてお尋ねしたいと思うのです。
こういう問題は総論賛成、各論反対というふうになる場合が多いわけですが、今の内閣で、既に小澤国土庁長官は、国土庁、沖縄開発庁、北海道開発庁の三庁統合論、これについては税制改革に絡ませて急いで進めるべき問題ではない。それから、小里北海道、沖縄開発庁長官は、これは統合にはじまないという意見を出されているわけです。前の内閣では三庁統合については優先的に進める、取り組むという方針ははっきり出したわけですが、既にこういうふうに後退をされている発言が閣僚の中から出されていると思いますが、五十嵐官房長官は北海道でございますけれども、そのお二人の三庁統合に対する態度というか、どういうふうに考えられているか、お尋ねします。

○山口国務大臣 午前中の委員会でもお答えを申し上げました。この行政機関の整理統合の問題も重大な課題であるということはよく認識いたしております。また臨調、行革審の論議を通じて、これららの問題についても真剣な御議論がなされ、答申が出されておりますことは私もよく承知をいたしております。

問題は、私ども今地方分権につきましても真剣に取り組んでおります。御案内のように、年内に大綱方針を私ども作成をいたしたい。それで、既に地方六団体におきましては、さまざま御議論をいたしました結果、自治法に基づく意見書を私ども政府にも提出をいたしております。さらには、地方制度調査会におきましても真剣な御議論をいたしまして、中間報告を私ども承つております。近く最終答申がなされると思います。

そういうものを受けまして、行革推進本部の方、分権部会におきまして議論をいたしましてこの大綱方針を取りまとめる予定でございますけれども、そういたしますと、国の行うべき事務と、都道府県、市町村の行うべき事務というものをきつと区分けをいたしまして、これに伴いまし

て、それでは税制、財政を一体どうするか、どういうふうにこれを配分するかということもあるわせ、さらにに地方分権を推進するための推進機関を一体どうするかというようなこともあわせて、「この大綱方針は取りまとめなきやならぬと思います。

その上に立て、できるだけ早い機会に地方分権推進に関する基本法を国会に提案をいたしたい、こう考えておるわけでございまして、今申し上げましたように、国と地方の役割分担をどうするかということとこの省庁の統合という問題は関連する課題である、かように私ども認識をいたしております。

したがいまして、御指摘の三厅統合の問題につきましては、今申し上げたような地方分権との関連も十分念頭に置きつつ、中期の課題としてこれについては検討するということで終始お答えを申し上げているところでございます。

○五十嵐国務大臣 北海道及び沖縄の開発法に基づく開発庁の存在というのは、やはりそれぞれの

地域における地域的なあるいは歴史的なそれぞれの経過の上に立って、国家が特に開発を直接行うという意味での法律の趣旨があるわけでありまして、それは当然そういう必要性というものも持続して今日まであるものだと思うわけであります。一方、今総務庁長官のお話のように、分権といふ立場で考えてみますと、分権との絡みでのこの開発法の関連というものは一つのやはり重要な議論のポイントになるものであろう、こういうぐあいに認識をしているところであります。

総務府長官のお話のように、分権大綱ができるまた明年は基本法もできるという中での全体的な議論の中では、これらのいわゆる三府統合の問題もそういう視点での検討もあわせしながら進められいくものであろう、こういうぐあいに思いま

地方分権大綱が策定される段階ではそこら辺が結構出てくる、こういうふうに理解してもよろしいですか。

○山口国務大臣 分権大綱は、先ほど言いましたように、国の行うべき事務、地方公共団体が行うべき事務、そして地方公共団体につきましてはかつて道州制の議論等もございましたが、地方制度調査会もあるいは地方六団体も、地方公共団体は二層制、すなわち都道府県とそれから市町村、この従来の、今までの形態はそのまま維持をしながら、中央、地方の役割分担を明確にしていこうという方向に動きつつござります。私どもも、その点は十分踏まえました上で地方分権部会で分権大綱をまとめてまいりたい、こう思つておるわけですがございますが、そういう形で分権大綱は取りまとめていきたいと思います。

そして、その分権大綱が取りまとめられ、そして国の事務、地方の事務、これが明確化していく中で、この中央省庁のいわば統合という問題についてはそこで私どもは考えるべきではないのかだから中期的に検討をいたします、こう終始お答えを申し上げているということでお理解をいただきたく思います。

○弘友委員 時間がありませんので、じゃ五十分くらい官房長官にもう一点だけお尋ねしたいと思うんであります。

前にもやはり行革審の会長さんのお話だったか、要するに閣議のシステムですね。今のシステムというものは、閣議というのは要するに内閣の最高意思決定機関だ。ところが、その閣議にかかる案件というのは、各省の事務次官会議というのがその前にあります、いわゆる全会一致じゃないと閣議にかからないという慣例、まあ慣例になつているのかどうか。

そうなると、一つの省でも反対であれば閣議にかからない、そういう方針というこのシステムといふのは、もう戦前の、何かあれだったら大臣を引き揚げるぞとか、そういうたものにつながるような、要するに全会一致じゃないと何もできない

そういうこのシステム、この図り方というのを変える考え方はないかどうか、一点だけ長官に。○五十五回國務大臣 閣議に付議する案件につきましては、各大臣が總理に対してもそれぞれ案を提出して審議する、こういうことになつてゐるわけであります。が、ただ、閣議で議論する前に、お話しのようすに事務次官会議でこれはあらかじめ議論をする、やはり各省庁統一的な議論をそこでよく聽まえて、そしてその結論を得て閣議に提案申し上げる、こういうことになつてゐるわけであります。が、しかし、そういうことばかりかというと必ずしもそうでもないんですね。逆に、閣議の方で決めて、それを事務次官会議の方におるすと、いう場合もござりますし、その状況によるものだらうと、いふふうに思います。

○弘友委員 長官、あれでしたら、もう結構でござります。

それで、この行政改革委員会設置法に関連してお伺いしますが、これは細川内閣のとき、社会党さん、さきがけさんも含めて旧連立与党政権で閣議決定されたものでありますけれども、今こういうふうに出されているということは、やはり今考えられる案としてベストだというようを考えられて提案されたと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

○山口國務大臣 私ども政府といたしましては、先国会で継続になりました案件をベストの案として国会の方に御審議をお願いしている、そのことについては御指摘のとおりでございます。

○弘友委員 それでは、この期間が三年になつているという、やはりそれもそれなりの根拠があつてなっているんじゃないかと思ふんですけどけれども、いかがでございましょうか。

○山口國務大臣 御指摘のとおり三年というのが任期になつております。

ただ、私が総務庁長官に就任いたしましてから内閣委員会で、衆参それぞれ御議論がございました。その際、御質問にお答えいたのであります。が、特に情報公開の問題は、私ども社会党も、情報公開は速やかにやるべきだと主張をいたしました。しかし、また多くの政党がそのような御主張をなされておられた。したがつて、行政改革委員会の任期は三年であるけれども、情報公開に対する法制化の問題は、法案が成立してからでございますが、委員の皆さん方に御協力をお願ひして、三年とは言わず、できればもっと速やかに法制化の作業を進めていただくようにお願いしたいという気持ちを持っておるということはお答えをいたしました。

したがつて、任期は三年、そのことはもう私もそれなりに、かつて臨説も一次、二次、三次の行革審も任期三年でございましたから、三年で十分理由のある任期であると思っておりますが、事情報公開に関しては、三年と言わば速やかに御努力を賜りたいということをかねがね念願しております。たということも御理解を賜りたいと存じます。

○弘友委員 私、早くなるというのが悪いと言つておられるのじゃないのですね。できるだけ早い方がいいと私も思つております。

ただ、政府の三年というのはそれなりに根拠があつて出されたのじゃないかな、二年で大丈夫かななどという危惧があつたのですから、じゃ、その責任を、もしきなかつた場合だれがとるのだからいろいろあります。修正を出された皆さんにお聞きしたいと思つましたけれども、ちょっと時間がありませんのでお聞きしませんが、とにかく速やかに、そして立派なものをつくつていただきたい、このように思います。

時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

昨年、本委員会におきまして、行政手続法を審議し、またこれを成立させたわけです。これはも

う十分御承知のよう、「一万一千ある許認可だとか行政指導だとか、外國から見れば日本の行政がわかりにくい。また、日本の国内でも、行政官庁のさじかげん一つでいろいろ許認可がオーケーになつたりならなかつたりとか、そういう法的根拠がないあいまいなものというのはだめなんだ。ですから、審査基準も、これらについては何と何と何をクリアすれば許可をおろしますよ、そしてまた、審査期間もいつまでですよ、こういうことを三十多年来の懸案事項を成立させたわけです。

ところが、今回、この行政手続法というのは一体何だろうかという、非常に危惧するというか、この内閣で問題というのが、例の龜井運輸大臣の契約スチュワーデスの問題です。

これは、経過を言いますと、七月二十九日に全日空が時給制スチュワーデスの採用方針を発表します。八月七日には日本航空が時給制スチュワーデスの採用計画を決め、公募を開始したわけです。これに対して、龜井運輸大臣が、正社員とアルバイトが同乗すると緊急時に一体感がなくなる、安全上問題があるということで八月八日に航空局長に指示をして、八月九、十日、運輸省がこの三社に対して指示を伝達したということなんですね。

運輸省の方が来ておられると思いますが、果たしてどういう根拠に基づいてどういう指導、これは行政指導なのかどうか、どういうことを指示しているのですよ。

○丸山説明員 御説明申し上げます。

私たちも、大臣の指導は行政手続法に定めます行

政指導であることを明確にお答えしていただきたいと思います。

この運航規程の認可の要件といったしまして、運輸省令上、客室乗務員が緊急の場合においてこらるべき措置を明確に定めているということを省令で求めております。この省令に基づきまして、各社の運航規程におきましては、一致協力して緊急事態の克服に努めるというような規定がございます。

今回の行政指導でございますが、身分の異なる客室乗務員が混乗いたしましたときに、運航規程に定められた一致協力して緊急事態の克服に努るということに支障を及ぼさないかどうかということにつきまして、私ども航空企業各社に対しまして再検討を求めたものでございまして、行政指導いたしましては、航空法第百四条の適用にかかる行政指導であるというふうに考えております。

○弘友委員 そういう御答弁では僕はだめだと思うのですよね。今のお答えでは、要するに支障を来さないかどうか航空会社に検討を指示しました、それであれば、検討した結果安全上問題があるという場合もあるでしょうし、ないという場合もあるわけですよ。ところが、龜井運輸大臣は、これは認めないと言っているわけですよ、認めないと。そして、指示に従わなければ増便も認めないと。そういうのが行政手続法の趣旨になつておりますから、そういうことを考えれば、私はこの運輸大臣の発言の後段、増便を認めないと、やつていくのが行政手続法の趣旨になつておりますから、そういうことを思つたことは事実であります。しかし、そうしましたら、その後運輸大臣が、これは自主的にこの後段の増便を認めないと、しか

も、春ぐらいから運輸省と協議をして三社はやってきてるわけだ。もう募集も始めました。既に百人の定員に対して一千五百人の人が応募をしているわけですよ。

こういう行政指導といいますか、百四条に基づいて行政指導をした、安全上問題があると。今まで問題ないということをやつてきてるわけですが、あるかないかと。問題あるんじやないかじやないのです、これは認めないと。こういうことが果たして許されるのかどうか。

どうですか、長官、取り消したとはいっても行

○丸山説明員 若干の経緯を含めまして御説明申

すね。それによってどうこうするものじゃないわけですよ。まず、行政手続法に反するんじゃないかということと、もう一回運輸省の御答弁をお願いしたい。

○山口国務大臣 たまたま龜井運輸大臣の発言を新聞で拝見いたしました。そのときは、たしか八月中だったと思いますので、行政手続法の施行は十月一日でございますので、行政手続法の施行以前の問題であったと思います。

私は、運輸大臣が運輸大臣として航空の安全のためにさまざま発言をする、そしてそういう立場から航空会社に対してさまざまな指導をするという問題は当然あってしかるべきだ、こう思いました。

ただ問題は、行政手続法の施行前ではありますても、結局、別に行政手続法に違反するかどうかということではございませんけれども、要是行政は公正、透明化すべきである、そうして、行政指導については、やはり相手側の理解を得た上でやつていくのが行政手続法の趣旨になつておりますから、そういうことを思つたことは事実であります。しかし、そうしましたら、その後運輸大臣が、これは自主的にこの後段の増便を認めないと、いうような許認可権限を盾にとつての御発言というものは取り消されたので、そのことは私はよかつたことだなどというふうに思つた次第であります。

○弘友委員 今、施行前だとと言われましたけれども、もう既に昨年通つておるわけですね。そして、安全上の問題について言われるのは結構だ、こう言われましたけれども、では、安全上問題が

ありますけれども、客室乗務員は全員が一体となるべき乗務員につきましては、緊急時における乗客の安全確保という重要な任務を担つておるわけでございましたけれども、客室乗務員は全員が一体となつて心を一つにして取り組む必要がある、したがいに、この後段の増便を認めないと、いうような発言はいかがなものかなというふうなことを思つたことは事実であります。しかし、そうしましたら、その後運輸大臣が、これは自主的にこの後段の増便を認めないと、いうような御指摘でございました。

航空会社といつましても安全確保につきましてはベストを尽くす必要があると私ども認識しております。そこで、こういう新しい視点からの大蔵の指摘を受けまして、契約制客室乗務員の導入につきまして、再検討を求めたものでございます。

○弘友委員 運輸省事務当局としては、問題ないよというオーケーを出して進んできた問題なんですが、運輸省が知らなかつたというか、気がつかなかつたかどうかどこで検討されてそういう行政指導をされたわけですか。

○丸山説明員 若干の経緯を含めまして御説明申上げます。

契約制客室乗務員に対します教育訓練の内容は従来の客室乗務員に対するものと同様でございますし、また、従来の訓練で特に問題が生じていないことことで、私どもいたしましては、その時における訓練を行えば安全を確保できるという判断をいたしました。

それから、それに対します運輸大臣の指摘の趣旨でござりますけれども、御承知のとおり、客室乗務員につきましては、緊急時における乗客の安全確保といふ重要な任務を担つておるわけでございましたけれども、客室乗務員は全員が一体となるべき乗務員が混乗すると、一体感が損なわれるのではないか、その結果として、安全確保に支障が生じるのではないかという御指摘でございました。

航空会社といつましても安全確保につきましては、実際は公募までしてある日突然龜井大臣がストップをかけた。今の言い方だったら、今まで運輸省が知らなかつたというか、気がつかなかつた安全面の指摘があつた、航空会社も検討しておられませんでした。だからそういうふうに変えた

に最も留意しなければならない、そのためいろいろな規制があるわけでしょうが、規制が一番多い官庁と言つてもいいぐらい規制がたくさんあるわけですよ。その事務当局が問題ないと言つたのである日突然大臣が新たな観點から指導して、やはりそういう問題があつたからといってストップをかけるような、これはそんな問題ですかと言つているわけですよ。

わけですよ。それで今現実に乗務しているわけですよ。同じ条件ですよ。契約社員ですよ。これですよ。どう思いますか。同じ条件で、安全上問題があるというのであれば、この日本アジア航空の安全問題であるものは今飛んでいるわけですか。行政手続法から見て、同じ条件のものを片一方は行政指導する、片一方はそのまま乗せている。どういうことになりますか、これは。

で上級は、そのとき契約をして、雇用契約をはんでいたからそのままました。安全上問題が生じるというのは雇用契約を結ぼうが結ぶまいが大問題ですよ、これは。だからこそ発表までしてやったものを直前になつてやめさせたのでしよう、大上問題があるということです。片一方では、安全上問題があるというのが雇用をしているからもうそつまでもううつまでもう。こしら組合が成り立つてお

が全力を傾けて取り組まねばならない課題だと行政改革の推進を強調いたしましたけれども、問題はその中身であります。村山首相は、与党的行革プロジェクトの行革の基本方針を受け取った際のコメントとして、行革は内閣の真価が問われる問題だ、増税を認めてもらうためにも国民の目に見える形で進めていく必要があると述べたと報道されております。増税しないために行政改革をする

○丸山説明會

他の航空会社との違いについて御指摘下さいましたけれども、私ども、先ほども申し上げましたおり、航空企業は安全確保にはベストを尽くすべきである。したがいまして、一体感の問題から全確保に問題がある事項につきまして、航空企業は慎重に対処する必要があるということから、約スチュワーデスの採用につきまして、大手航空三社について再検討を求めました。

JAAのケーラスでござりますか。JAAにしては、既に採用を終了して雇用契約が成立しておりました。その時点できこれから採用しようとする大手三社と日本アジア航空とにおきまして、事情が異なつておつたということは事実でござります。アジア航空につきましては、既に採用も了しておりますので、雇用契約が成立しております。したがいまして、客室業務を行わせないとうようなことをいたした場合には、契約不履行問題が生ずるおそれがございました。

なお、今回大手三社に対し示す指導の趣旨はJALを通じましてJJAも承知しておるところございまして、九月二十日にJALを通じまして、契約客室乗務員の導入につきまして、親会社のJALと同様の趣旨の措置を講ずるというふうに聞いておるところです。

○弘友委員 今まで飛んでいるわけですよ。じゃ
安全上問題があるというものが、飛行機が飛んで
いるというのはどうなんですか。後になつてこ
ういう質問をするからといって、後でまた圧力を

が全力を傾けて取り組まねばならない課題だと行
政改革の推進を強調いたしましたけれども、問題
はその中身であります。村山首相は、与党の行革
プロジェクトの行革の基本方針を受け取った際の
コメントとして、行革は内閣の真価が問われる問
題だ、増税を認めてもらうためにも国民の目に見
える形で進めていく必要があると述べたと報道さ
れています。増税しないために行政改革をする
というのならともかく、増税を認めてもらうため
に行革をやるというのは本末転倒ではないかと思
うのです。

政府は増税を認めてもらうために行革をしてい
るのでしょうか。

○山口国務大臣 松本さんにお答えいたします。
行政改革は政府が絶えず取り組まなければなら
ない重大な課題であるというふうに認識をいたし

うがされまいが、本来であればこの規制の多い運輸省、これをその政治力を使ってやめさせるというのが閣僚の立場でしよう、その規制をなくしていくことを規制をかけろなんという、そんな内閣ではございませんよ、これは。どうです、長官、最後に答弁していただき

○山口國務大臣　十月一日、行政手続法が施行されました。今後はこの行政手続法が厳正に運営されるよう、総務庁としては全力を尽くしたいと存じます。

○弘友委員　時間が参りましたので終わりますけれども、ついでに、この問題についてお尋ねをいたい。

れども、厳重に私は龜井運輸大臣にも、この行政手続法のことはよく御存じじゃないと思うのですよ、こんな行政指導をさせることは。その法律の精神にのっとってきちっと注意をしていただきたい、このように申し上げまして終わりたいと思います。

○田中委員長 次に、松本善明君。
○松本(善)委員 総務庁長官伺いますが、村山
首相は所信表明で、行政改革の断行こそこの内閣

が全力を傾けて取り組まねばならない課題だと行政改革の推進を強調いたしましたけれども、問題はその中身であります。村山首相は、与党的行革プロジェクトの行革の基本方針を受け取った際のコメントとして、行革は内閣の真価が問われる問題だ、増税を認めてもらうためにも国民の目に見える形で進めていく必要があると述べたと報道されております。増税しないため行政改革をするというのならともかく、増税を認めてもらうために行革をやるというのは本末転倒ではないかと思うのです。

政府は増税を認めてもらうために行革をしているのでしょうか。

○山口国務大臣 松本さんにお答えいたします。

行政改革は政府が絶えず取り組まなければならない重大な課題であるというふうに認識をいたしております。そういう立場で今日までの政府も努力したでございましょうし、村山内閣もそういう意味で行革が村山内閣の最大の政治課題であるという認識でおるということで御理解を賜りたいと存じます。

○松本(善)委員 村山総理は、増税を認めてもらうために目に見える形で進めていく必要があると述べたと報道されているわけなんです。本来、行革というのは、肥大化した行政機構や税制を見直して、むだや浪費にメスを入れて簡素で効率的な、そして民主的な行政運営を実現をして、主権者である国民の生活と権利を擁護する、そういうのが目的だというふうに思うのです。消費税の増税を認めてもらうための行革ではなくて、どうしたら増税しなくて済むのか、こうした立場こそが本来の行政改革の立場ではないか。増税を認めたのが目的だというふうに思うのです。消費税の増税を認めてもらうための行革などというのは増税のためのアリバイづくりと言われても仕方がないと思うのですね。

○松本(善)委員 ところで、全くそういうはつきりした形で報道されているものですからお聞きしたわけです。

そこで、村山内閣の行政改革の中身について質問をするわけなんですが、その前提として、今まで十三年間にわたって行われてきた臨時行革を山口総務庁長官はどう評価をしているか伺いたいのです。先ほど、今日までの政府もそのような趣旨でやってきましたというような趣旨のこともちよつと言れましたけれども、十三年間のいわゆる臨時行革、これをどう評価をしているか、お聞きしたいと思います。

○山口国務大臣 私が総務庁長官に就任しましたのが六月三十日でございました。そうして、翌日がたまたま総務庁ができまして十周年でございまして、記念の式典があり、記念のパーティーがございました。

そこで私は、パーティーであいさつをしたのですが、率直に言って、土光臨調が答申をいたしました補助金の整理を中心とした行政改革法案を審議いたしましたときの特別委員会の私は社会党の筆頭理事をいたしておりました。当時の内閣は鈴木内閣、行革庁長官は中曾根さん、特別委員会の委員長は金丸さん、そして自民党的筆頭理事は海部さんであり、そのほかの理事は小渕さんであります、あるいは三塚さんであった。そういう状況なので党の方から、私は当时議運の理事でしたが、一時行革特別委員会の筆頭理事として仕事をしてほしいと言われて、私はそちらに行きました。

そうして、当時、特別委員会としてはまだかつてない百時間という審議時間を確保して、徹底的に当時の行革法案に反対をいたしました。その理由は、あのときの行革法案は補助金の整理でございまして、特に生活保護の補助金を削るという

よな、弱者に対する非常に冷たい内容であったことは松本委員も御存じだろうと思います。そして、当時、そういう立場から私たちも論議をいたしましたし、社会党以外の他の野党の皆さんもそういう立場での議論を進めたことを私は記憶をいたしております。

当時、我々はなぜ反対をしたのか。弱者いじめのこれは行革ではないか、補助金の削減を主とす るものではないか。本来行政改革というのは、そうではなくて、地方分権なりあるいは規制緩和なりあるいは特殊法人の整理合理化なり、そういう問題にもっとメスを入れるべきだ、行政の改革にメスを入れるべきではないか、こう言って私は反対をいたしました。

時代は変わって、本日、私は総務厅長官ということになつたが、今課題になつている問題は、当時私たちが本来やるべき行政改革と言つて提起をした規制緩和であり、地方分権であり、そして特殊法人等の、いわば高級官僚の天下りだと言つて批判をいたしました公社、公団、特殊法人、認可法人の整理合理化の問題である。したがつて、私は、当時の主張と同じ考え方で今回も総務厅長官として仕事ができることを幸せに思いますという趣旨の実はあいさつをいたしました。

したがつて、私は、以上のあいさつの中で、過去の臨調行革に対する私の考え方、現在の行政改革に取り組む私の考え方、御理解をいただけると存じます。

○松本(義)委員 もう少し詳しくお聞きしようと思ひますが、臨調行革はその発足時に二つの目標を掲げました、大きな目標として、一つは「国際社会に対する貢献の増大」、もう一つが「活力ある福祉社会の実現」ということございました。

十三年後の今日、国連常任理事国入り問題など、国際貢献とは自衛隊を海外に派兵することがその中心であつたということを示しております。軍事費も、臨調

発足時の約一倍、四兆六千億円に達し、世界第二位になりました。

当時の中曾根首相は、行革は戦後政治の総決算と位置づけたのであります。そのねらいは、戦後政治の原点であった憲法の平和的、民主的原則の空洞化でありました。

山口総務庁長官は、当時は、社会党書記長として、中曾根臨調行革を厳しく批判してこられました。ここに一九八七年三月の「月刊評論」に書かれた山口当時の社会党書記長の論文がありますけれども、そこであなたは、「戦後政治の総決算」を呼号する中曾根首相は、財政破綻の後仕末を労働者、国民の犠牲に負わす行政改革、福祉切り落とし、国鉄改革等の「実績」を踏まえ、さらに歴代民主党内閣が辿ってきた政治路線、政策、制度の総体的な右シフトを意図してきた」と言つて批判をしております。

この批判は今でもそのとおりに思つておられますか。

○山口国務大臣 弱者いじめの行革に反対であるということを、総務長官として就任いたしましたときに、当時のこと思い返して発言をしたということは先ほど申し上げました。

さらに、私が書記長に就任した直後でございましたが、臨時国会で国鉄改革の案件が提案をされました。当時、私は書記長としてこれに反対をいたしましたが、問題は、この国鉄改革を当時の中曾根内閣の考え方でやつた場合に、一人も困るような人たちを生み出すことはしない、こう言つたのです。ありますが、現に今JRに雇用されない人たちはが多数おられるることは委員も御存じだろうと思ひます。そういう意味で、あのときの国鉄改革、もっと働く労働者の皆さんに対して温かな手たたがあつてしかるべきではなかつたかという考えは今なお変わりがございません。

○松本(善)委員 そうすると、基本的にはこの当時述べたことはそのとおりということでござりますか。ちょっとと言葉で……。

○山口国務大臣 全くそのとおりいましたのは一九八六年から九一年の間でございまして、その間、世界も大きく変わりました。国内の政治状況も大きく変わりました。したがいまして、基本的な考え方は変わりませんけれども、個々の事象についてはその後考え方が変わったと申しますか、時代に沿って考え方を変えたと申しますか、そういう部分もあるということは御理解をいただきたいと存じます。

○松本(善)委員 それじゃ、もう少しお聞きしましょう。

臨調のもう一つの目標だった「活力ある福祉社会の実現」というのははどうだったかと見てみますと、これは、国民に自立自助を押しつけ、やつたことは老人医療費の有料化やお年寄りの差別医療導入、健康保険制度や年金制度の再三にわたる改悪、さらに最悪の大衆課税である消費税を導入し、臨調が掲げた「増税なき財政再建」というのは完全に失敗したと言っても過言ではありません。

国民に犠牲と負担を押しつけながら、財界、大企業には民間活力と称して新たな利益追求の場を与えるために、東京湾横断道路、関西新空港建設など、民活型大型プロジェクト、リゾート開発などを促進いたしました。それがバブル経済を招き、今日の深刻な不況の一つの引き金となつたのです。

これらの事実は、臨調が掲げた「活力ある福祉社会の実現」という目標は、一般国民、特に今総務省長官が言わされました社会的弱者には自立自助による福祉の切り捨てである。他方、財界、大企業には民活の名による活力ある大企業の実現だったということを示しているのではないかと思いま

す。

だからこそ、当時の山口社会党書記長は、「中曾根政治の支柱をたおそつ」という、この論文の

の前で同じようにいたしました。そうして、当時の弱者を犠牲にするような改革には反対である、そうではない形の改革を我々は進めてまいりたいということを申しました次第であります。

最近、そうしたら今度は、今進めておりました規制緩和、この規制緩和に対して年度内に五年間の推進計画を打ち立てるということになっております。ぜひ今度も前のように経団連の関係者の方々も入れた作業部会をつくって、ひとつこの規制緩和を監視するようにしてまいりたいというお話をしたから私は、そういう必要はないと思います、経団連の御要請であっても私は作業部会をつくるつもりはない。より広範な皆さん方の意見を聞くことに我々は努力をいたしております。現に規制緩和推進懇話会という形で各プロックで、私も福岡と東京、出向きました、消費者団体その他の方々も含めた広範な人たちの規制緩和に対する意見も聞きました。こういう形で我々は努力をしていましたし、また今後も広範な方々の意見を聞くために努力をすることと、作業部会は、経団連は、先ほど来たび長官言つておられます、本年度内に行うと表明したのは、特殊法人の見直し。しかし、これも中身がまだわからぬのですね。そのほか、地方分権、規制緩和の推進をたびたび挙げておられますけれども、異常な決意で年内には具体案を出すというようなことを言われておられます、どうも姿が見えないというのがいわば特徴なんです。決意は強調されるけれども、何をやるのかよくわからない、実際は。

先ほどは、消費税の増税というようなことを

に考えていました。この点についてはどうお考えですか。

○山口国務大臣 行政改革委員会につきましては、先ほど申し上げたようだ、さきの国会で継続になっておりますものを、内閣としてベターなものとしてこの御審議をお願いするということを申します。

今、行政改革委員会のメンバーをどうするかということは、私の念頭に全くございません。行革委員会設置法の成立をひたすらお願ひし、成り立たしました段階で、これは総理大臣が任命し、国会の承認をいただくという形になっているわけございまして、そういう意味では国権の最高機関たる国会がお決める最高の人事でございますから、そういう意味では國民の広範な人たちの御意向を十分踏まえた委員の構成というものにしなければならぬし、そういう形で総理大臣も委員の選考をされるであろうというふうに考えておる次第であります。

○松本(善)委員 法案にはその歯どめがないのであります、それが、長官の考えが実際にどのよう村山内閣によつて行われるか、これから事態を見たいと存じます。

問題を進めますが、村山内閣の行政改革の内容は、先ほど来たび長官言つておられます、本年度内に行うと表明したのは、特殊法人の見直し。しかし、これも中身がまだわからぬのですね。そのほか、地方分権、規制緩和の推進をたびたび挙げておられますけれども、異常な決意で年内には具体案を出すというようなことを言われておられます、どうも姿が見えないというのがいわば特徴なんです。決意は強調されるけれども、何をやるのかよくわからない、実際は。

したがつて、私は、財界の意見を中心にして話を聞くという姿勢はとれません。広範な国民の皆さんの意向を十分承るという形の中で、この規制緩和も地方分権も、それからその他特殊法人の整理合理化についても進めてまいりたい、このように考へていて御理解をいたなきたいと思います。

○松本(善)委員 行政改革委員会設置法案で、財界主導になるということに対する歯どめがないといふ問題がある。この点についてはどうお考えですか。

○山口国務大臣 行政改革委員会につきましては、先ほど申し上げたようだ、さきの国会で継続

になつてありますものを、内閣としてベターなものとしてこの御審議をお願いするということを申します。

今、行政改革委員会のメンバーをどうするかと

いうことは、私の念頭に全くございません。行革委員会設置法の成立をひたすらお願ひし、成り立たしました段階で、これは総理大臣が任命し、国会の承認をいただくという形になっているわけございまして、そういう意味では国権の最高機関たる国会がお決める最高の人事でございますから、そういう意味では國民の広範な人たちの御意向を十分踏まえた委員の構成というものにしなければならぬし、そういう形で総理大臣も委員の選考をされるであろうというふうに考えておる次第であります。

○松本(善)委員 法案にはその歯どめがないのであります、それが、長官の考えが実際にどのよう

くすという決意でございます。

ただ、松本委員も御理解いただきたいのは、例え特殊法人等の問題について経々に、それじゃどの法人をどうしようかというようなことを口にいたしますと、これはもう過去の例からいいまし

ても、かえって問題を紛糾させるということですざいますので、私どもはそういうことでなしに、年度末には必ずきちっとした具体名で対処を

いただきたいと思います。

それから、さきの閣議におきました、よく官庁が自分の都合の悪い方向を阻止するとか、あるいは都合のいい方向を持っていきたいというような

ことで、ある程度下部組織を動員して陳情行動等あるいは集会をやつて気勢を上げる等のことがな

いとは言えないわけであります。もちろん憲法に請願権はあるわけですから、国民の請願権は尊重しなければならぬと思ひますけれども、少なくとも官庁がある程度おせん立てをして、そうして動くような陳情行動というものは、これは慎むべきだということで、これは閣議として、それぞれの官庁はそういうことがないように自肅しようではないか、そういう白黒を申し合わせていただきました。そういう決意でやっているということで御理解を賜りたいと存じます。

○松本(善)委員 私は改めて強調いたしたいのは、本気で税金のむだ遣いを国民の立場で一掃す

るということをやればかなりのことができる。例えば第一は、ゼネコン、財界奉仕、軍事拡大といふ、そういうむだ遣いを徹底的に点検をする。第

二は、大企業とか大金持ちに殊のほか甘い不公平制を正す、そういうことを本気でやります

と、私は十兆円台の財源が確保できると思うのですよ。

細かく数字を挙げてこの場で言う時間もありませんし、それを担当する総務庁長官に就任したわけ

でございますので、私は村山総理の意を受けて、この村山内閣の政治課題を達成するのに全力を尽

うのです。

例えば、ソ連が脅威だ、ソ連が攻めてくるといふことを口実にした一千海里のシーレーン防衛だとか米軍駐留費の負担は、従来の政府の論理でも成り立たなくなっている。イージス艦とかAWACSとか、シーレーン防衛を目的とした軍備増強を中止をする、米軍への思いやり予算の全廃、それだけが実際には、伸びは抑えたかもしれない

ういう大幅な軍縮に踏み出すことができるのですが、軍拡になつているのですよ。

それで伺いたいのは、ことし予算で二機分が認められたAWACS、社会党もこの間まで専守防衛の範囲を超えるものとして導入に反対してきました。こういう軍縮の流れというのは、先ほども言

われましたけれども、世界の流れになつていて、CSとか、シーレーン防衛を目的とした軍備増強を中止する、米軍への思いやり予算の全廃、それだけが実際には、伸びは抑えたかもしれない

ういう大幅な軍縮に踏み出すことができるのですが、軍拡になつているのですよ。

ただ、松本委員も御理解いただきたいのは、例え特殊法人等の問題について経々に、それじゃ

どの法人をどうしようかというようなことを口にいたしますと、これはもう過去の例からいいまし

ても、かえって問題を紛糾させるということですざいますので、私どもはそういうことでなしに、年度末には必ずきちっとした具体名で対処を

いただきたいと思います。

それから、さきの閣議におきました、よく官庁が自分の都合の悪い方向を阻止するとか、あるいは

都合のいい方向を持っていきたいというような

ことで、ある程度下部組織を動員して陳情行動等あるいは集会をやつて気勢を上げる等のことがな

いとは言えないわけであります。もちろん憲法に請願権はあるわけですから、国民の請願権は尊重しなければならぬと思ひますけれども、少なくとも官庁がある程度おせん立てをして、そうして動くような陳情行動というものは、これは慎むべきだということで、これは閣議として、それぞれの官庁はそういうことがないように自肅しようではないか、そういう白黒を申し合わせていただきました。そういう決意でやっているということで御理解を賜りたいと存じます。

○松本(善)委員 私は改めて強調いたしたいのは、本気で税金のむだ遣いを国民の立場で一掃す

るということをやればかなりのことができる。例

えば第一は、ゼネコン、財界奉仕、軍事拡大といふ、そういうむだ遣いを徹底的に点検をする。第

二は、大企業とか大金持ちに殊のほか甘い不公平制を正す、そういうことを本気でやります

と、私は十兆円台の財源が確保できると思うのですよ。

細かく数字を挙げてこの場で言う時間もありませんし、それを担当する総務庁長官に就任したわけ

で、平成七年度概算要求に盛り込まれている問題

については、閣僚として私は賛成であるということをございます。

○松本(善)委員 先ほど私は、十兆円台の財源を確保できる。それにはゼネコンや財界奉仕、軍事拡大というような税金のむだ遣いをなくす、大企業、大金持ちに対する特に甘い不公平税制を正すということをやれば、十兆円台の財源を確保できるんだということを申しましたときに、長官は縱に首を振っておられた。私、ちょっと拝見をしたわけでありますけれども、しかし実際には結局これは認めることになると、本当の意味でむだをなくすということはできないのではないか。やはり果敢に閣内でそういうことを主張しなければ、言うことは言うけれども、実際は逆になつているということになるのではないかと思うんであります。

もう一つ伺いますが、もう一つのこととして言つた不公平税制ですけれども、大企業優遇の不公平税制を正すという問題。六種類の引当金、二十一種類もの準備金で大企業の利益隠しを合法化している、こういうような国は世界じゅうで日本だけであります。ちなみに諸外国を見ますと引当金、準備金は、アメリカが二種類、ドイツが十種類、イギリスが二種類しかありません。二十八種類というのは、日本はもう本当に異常なのであります。

この点でも社会党は、さきの総選挙の公約で、消費税率の引き上げをしないための財源として、法人課税の適正化、総合課税の推進を掲げておりました。長官、この企業の優遇税制についてどうお考えになりますか。

○山口國務大臣 最初にお断りしたいんですが、松本委員が名論卓説をお述べになりますので、そのことを賛成だと思って私は首を縦に振ったのですが、ございません。松本さんがいつものように、私も予算委員長をやつておりましたが、予算委員長は、この質問をよくやつておられましたが、なるほどあのときと同じような調子で雄弁を振るつ

ておられるなという意味で首を縦に振ったわけでございまして、松本委員の御主張に賛成であるという意味で首を動かしたわけではないことをひとつよく御理解を賜りたいと存じます。

それから、今お尋ねでございますが、実は私は、書記長のころ、参議院が与野党逆転が実現しました。やはりこの際、我々が力を尽くして連合政府もつくろうではないかということで、社公民、社民連の皆さんと一緒に連合政権協議というのを重ねました。そのときやはり前提といたしましたのは、我々が連合政権今は連立政権と言つておりますが、連立政権をつくつても、一夜にしてすべてのものをひっくり返すというようなことはできぬかない、前政権の大部分をやはり継承しておられるはずがない、前政権の大半をやがて継承していかなければなりません。とりあえずは前政権の仕事を引き継ぐことになるんだけれども、そのままですべいいということではない、変えていくことを言つた不公平税制ですけれども、日本だけであります。ちなみに諸外国を見ますと、二十一種類もの準備金で大企業の利益隠しを合法化している、こういうような国は世界じゅうで日本だけであります。ちなみに諸外国を見ますと、引当金、準備金は、アメリカが二種類、ドイツが十種類、イギリスが二種類しかありません。二十八種類というのは、日本はもう本当に異常なのであります。

この点でも社会党は、さきの総選挙の公約で、消費税率の引き上げをしないための財源として、法人課税の適正化、総合課税の推進を掲げておりました。長官、この企業の優遇税制についてどうお考えになりますか。

○山口國務大臣 最初にお断りしたいんですが、松本委員が名論卓説をお述べになりますので、そのことを賛成だと思って私は首を縦に振ったのですが、ございません。松本さんがいつものように、私も予算委員長をやつておりましたが、予算委員長は、この質問をよくやつておられましたが、なるほどあのときと同じような調子で雄弁を振るつ

ておられる次第であります。

○松本(善)委員 長官、先ほど首を縦に振られたときの私が言ったことは、基本的には社会党が前に言ったことがありますよ。だから私は首を縦に振られたなというふうに思つたのであります。

それは立場もあるでしょうから、これ以上は言いませんけれども、この優遇税制の問題ですね。これについては努力するといつても、その兆しも見えております。

対して、この問題については進めていただきたいといふふうに考えております。

○松本(善)委員 長官、先ほど首を縦に振られたときの私が言ったことは、基本的には社会党が前に言ったことがありますよ。だから私は首を縦に振られたなというふうに思つたのであります。

それから、今お尋ねでございますが、実は私は、書記長のころ、参議院が与野党逆転が実現しました。そのときやはり前提といたしましたのは、我々が連合政権今は連立政権と言つておりますが、連立政権をつくつても、一夜にしてすべてのものをひっくり返すというようなことはできぬかない、前政権の大部分をやがて継承しておられるはずがない、前政権の大半をやがて継承していかなければなりません。とりあえずは前政権の仕事を引き継ぐことになるんだけれども、そのままですべいいということではない、変えていくことを言つた不公平税制ですけれども、日本だけであります。ちなみに諸外国を見ますと、二十一種類もの準備金で大企業の利益隠しを合法化している、こういうような国は世界じゅうで日本だけであります。ちなみに諸外国を見ますと、引当金、準備金は、アメリカが二種類、ドイツが十種類、イギリスが二種類しかありません。二十八種類というのは、日本はもう本当に異常なのであります。

この点でも社会党は、さきの総選挙の公約で、消費税率の引き上げをしないための財源として、法人課税の適正化、総合課税の推進を掲げておりました。長官、この企業の優遇税制についてどうお考えになりますか。

○山口國務大臣 最初にお断りしたいんですが、松本委員が名論卓説をお述べになりますので、そのことを賛成だと思って私は首を縦に振ったのですが、ございません。松本さんがいつものように、私も予算委員長をやつておりましたが、予算委員長は、この質問をよくやつておられましたが、なるほどあのときと同じような調子で雄弁を振るつ

ておられる次第であります。

○松本(善)委員 長官、先ほど首を縦に振られたときの私が言ったことは、基本的には社会党が前に言ったことがありますよ。だから私は首を縦に振られたなというふうに思つたのであります。

それから、今お尋ねでございますが、実は私は、書記長のころ、参議院が与野党逆転が実現しました。そのときやはり前提といたしましたのは、我々が連合政権今は連立政権と言つておりますが、連立政権をつくつても、一夜にしてすべてのものをひっくり返すというようなことはできぬかない、前政権の大部分をやがて継承しておられるはずがない、前政権の大半をやがて継承していかなければなりません。とりあえずは前政権の仕事を引き継ぐことになるんだけれども、そのままですべいいということではない、変えていくことを言つた不公平税制ですけれども、日本だけであります。ちなみに諸外国を見ますと、二十一種類もの準備金で大企業の利益隠しを合法化している、こういうような国は世界じゅうで日本だけであります。ちなみに諸外国を見ますと、引当金、準備金は、アメリカが二種類、ドイツが十種類、イギリスが二種類しかありません。二十八種類というのは、日本はもう本当に異常なのであります。

この点でも社会党は、さきの総選挙の公約で、消費税率の引き上げをしないための財源として、法人課税の適正化、総合課税の推進を掲げておりました。長官、この企業の優遇税制についてどうお考えになりますか。

○山口國務大臣 最初にお断りしたいんですが、松本委員が名論卓説をお述べになりますので、そのことを賛成だと思って私は首を縦に振ったのですが、ございません。松本さんがいつものように、私も予算委員長をやつておりましたが、予算委員長は、この質問をよくやつておられましたが、なるほどあのときと同じような調子で雄弁を振るつ

ておられる次第であります。

○松本(善)委員 長官、先ほど首を縦に振られたときの私が言ったことは、基本的には社会党が前に言ったことがありますよ。だから私は首を縦に振られたなというふうに思つたのであります。

それから、今お尋ねでございますが、実は私は、書記長のころ、参議院が与野党逆転が実現しました。そのときやはり前提といたしましたのは、我々が連合政権今は連立政権と言つておりますが、連立政権をつくつても、一夜にしてすべてのものをひっくり返すというようなことはできぬかない、前政権の大部分をやがて継承しておられるはずがない、前政権の大半をやがて継承していかなければなりません。とりあえずは前政権の仕事を引き継ぐことになるんだけれども、そのままですべいいということではない、変えていくことを言つた不公平税制ですけれども、日本だけであります。ちなみに諸外国を見ますと、二十一種類もの準備金で大企業の利益隠しを合法化している、こういうような国は世界じゅうで日本だけであります。ちなみに諸外国を見ますと、引当金、準備金は、アメリカが二種類、ドイツが十種類、イギリスが二種類しかありません。二十八種類というのは、日本はもう本当に異常なのであります。

この点でも社会党は、さきの総選挙の公約で、消費税率の引き上げをしないための財源として、法人課税の適正化、総合課税の推進を掲げておりました。長官、この企業の優遇税制についてどうお考えになりますか。

○山口國務大臣 最初にお断りしたいんですが、松本委員が名論卓説をお述べになりますので、そのことを賛成だと思って私は首を縦に振ったのですが、ございません。松本さんがいつものように、私も予算委員長をやつておりましたが、予算委員長は、この質問をよくやつておられましたが、なるほどあのときと同じような調子で雄弁を振るつ

○石井(総)委員 山口長官、きょうは朝から大変懇切丁寧な、そして声も大変大きいので相当お疲れじゃないかと思いますが、もうしばらくの間、私の行政改革に関する質問におつき合いをいただきますようお願いを申し上げます。

今までの議論の中でもいろいろと出ましたので、私は、直接、特殊法人の問題について入ってまいりたいと思います。

長官にお尋ねをしたいと思いますが、特殊法人の見直しの理由と目的につきまして改めて簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○山口國務大臣 特殊法人の見直しを初めとした行政改革は、不斷に進めていくべき国政上の重要な課題であるということは何度も御答弁申し上げてまいりました。社会経済情勢の変化に対応いたしまして、簡素で効率的な行政の実現を目指す。特に特殊法人の見直しの目的は、その時代時代の要請を受けてこの特殊法人が設立されたものであることから、我が国の社会の制度、慣行が今大きく変更を迫られているという現実を認識をいたしまして、事業そのものの必要性、その事業を特殊法人で実施する必要性について厳しく問い合わせるというふうに思っています。そういう観点から、特殊法人の見直しについて取り組んでまいりたいということあります。

○石井(総)委員 特殊法人の見直しを行いますと思ひます。

特殊法人には国が相当な額の出資をいたしております。そういう出資をどうするかということになります。その結果として政府の財政支出が削減される思いがます。そのため、その問題はともかくいたしまして、特殊法人人間の関係だけでも、株式会社を設立しているというケースが極めて多いわけであります。特殊法人の関係だけで、どのくらい株式会社があるというふうに思われますでしょうか。ざっと私が、まだ十分に調べ切れません。調べ切れませんが、しかし、恐らく、いろいろな特別な特殊法人も入れますと四けたに上るのではないかというふうに思います。さらに、公益法人がつくっている株式会社というのも入れますと、何千という単位になるだろうと思います。この点で私は、この際、特殊法人の中の全くの氷山の一かけらでありますけれども、住宅・都市整備公団を取り上げさせていただきたいと思います。

○山口國務大臣 それはさまざまケースがあるう

うことを申し上げたかたでございます。

○石井(総)委員 二百万以下ぐらいは随意契約でやることもあるというわけですが、私が申し上げたのは五千万以上でありますので。

それで、今言われました日本総合住生活株式会社、これはどういう会社でありますか。資本金あるいは事業規模、従業員数、簡単にお答えをお願いします。

○鈴木参考人 先ほどもちょっと触れましたが、昭和三十六年六月に公団が三分の二の出資をいたしました。

資本金は三億六千万円でございます。そのうち二億四千万を当時の日本住宅公団が出資して現在に至っております。職員数は、ことしの三月現在で一千九百九十七名でございます。それから、営業規模を示す指標を一つ述べさせていただきますが、平成四年度の売上高は千五百八十九億でござります。

○石井(総)委員 わかりました。

この会社の資本金は三億六千万だと思いますが、公団がこのうち出している資本金額とその比率というのはどういうふうになりますか。

○鈴木参考人 先ほども触れさせていただきまして、そのうちの二億四千万が公団の出資でございます。これはちょうど三分の一、六六・七%に該当いたします。

○石井(総)委員 さらにもう少し詳しく伺います。役員のうちの公団から行っている方は、役員というのは多分十九人ぐらいだと思いますが、何人いらっしゃいますか。

それから、この会社の事業全体に占めるところの公団の発注分、公団の事業はどのくらいの割合になるか、金額はどのくらいか、平成四年でも五年でも結構ですから、言ってください。

○鈴木参考人 日本総合住生活の役員は、取締役十六名、常任監査役一名、監査役二名を加えまして合計十九名でございます。そのうち、公団退職後直ちに役員に就任した者は現在六名でございます。

もう一点、日本総合住生活の平成四年度の売上高が先ほど千五百八十九億と申し上げました。そのうち、公団からの受注が千百四十七億でござります。それ以外からの受注が四百四十二億とい

ります。数字になっております。

○石井(総)委員 役員につきましては、退職後直ちに就任した人が六名とおっしゃいましたが、公団から行っている方はたしか十二名ではないかと思います。

それから、公団が発注した事業が占める割合といふのは約八割に近い数字になっているだらうと思います。

この会社は、今公団が出しているのは二億四千万円だと言わされました。設立当初は資本金三千万の会社だったわけです。その後、公団が必要に応じてつぎ込んだということになるのじゃないでしようか。そういうことをやっていますと、やはり特殊法人がつくる会社は、これは全部が全部そつじありません、中には大変社会的に有為な会社ももちろんたくさんございますが、こいつは絶対安泰ということになるわけであります。

住都公団は年間四千億ぐらゐの国の補助金と政府補給金を受けて運営されているわけですね。その他の特殊法人あるいは公益法人も同じよう、相当の出資をして株式会社をどんどんつくっている。株式会社は民間の団体でありますから、国の監査も監察も及ばない。一般の中企業の場合には、自由競争の中で荒波にさらされながら体を張って頑張っているわけであります。ところが、国機関が末端でもつてこういうふうに株式会社を至るところ、あらゆる産業に張りめぐらしているところと、オーバーな言い方かもしれないが、これは信用があるし、つぶれないし、仕事は保障される。このことによって民間の仕事をどんどん奪つているということになるのじゃないでどうか。私は、たしか昔こういうのを社会主义だというふうに教わったように記憶をして

住都公団をたまたま今取り上げさせていただきました。これは先ほども申し上げましたように、たまたま住都公団を取り上げさせていたいだけあります。

そこで、今後ともそれぞれの特殊法人が必要に応じて株式会社をつくるということを從来どおり続けていくべきだというふうに思われます。

これから、今後ともそれの特殊法人が必要に応じて株式会社をつくるということを從来どおりの対処でよいというふうに思われます。

それから、今後ともそれの特殊法人が必要に応じて株式会社をつくるということを從来どおりの対処でよいというふうに思われます。

これはひとつ長官の方からお願いをしたいと思います。

この点については後からもう一度触れていただきたいと思います。

○小平説明員 お答えいたします。

住都・都市整備公団の出資に關しましては、住宅の団地内に設けられますいろいろな利便施設の維持管理ですとかあるいは団地の居住環境の維持改善等に関する業務、こういったものを実施する場合には投資することができるという規定が置かれております。これに基づいて必要な出資を

かれています。これに基づいて必要な出資を

かれています。これに基づいて必要な出資を

かれています。これに基づいて必要な出資を

かれています。これに基づいて必要な出資を

かれています。これに基づいて必要な出資を

すので、今後そういう出資機能という観点での重要な業務の変更、制度の変更については私どもとして適切な対応をしていく必要があろうというふうに考えております。

なあ、大臣から種々申し上げておりますように、現在、特殊法人等につきまして各省庁において見直しの作業を開始していただいております。

その中に一定の基準を設けまして、その基準に沿つて総合的かつ全般的な見直しを行うということを願いしていきます。各省庁に

おかれでは、出資機能のあり方等につきまして御見解を伺いたいと思います。

これはひとつ長官の方からお願いをしたいと思います。

そこで、ささらに同様に、公益法人が今度は株式会社をつくるということに対しても各省は從来どおりの対処でよいというふうに思われるかどうか、御見解を伺いたいと思います。

これはひとつ長官の方からお願いをしたいと思います。

○小平説明員 お答えいたします。

住都・都市整備公団の出資に關しましては、住宅の団地内に設けられますいろいろな利便施設の維持管理ですとかあるいは団地の居住環境の維持改善等に関する業務、こういったものを実施する場合には投資することができるという規定が置かれています。これに基づいて必要な出資を

かれています。これに基づいて必要な出資を

かれています。これに基づいて必要な出資を

かれています。これに基づいて必要な出資を

かれています。これに基づいて必要な出資を

○石井(総委員) 出資することができるというふうになつてゐるわけですがけれども、現実には、出資し、会社を設立し、人を出し、仕事まで過不足なく、まあ過はあるかもしませんが、出していけるといふようなことになつてゐるわけでありまます。

導監督をしているといふふうに考へてみると、このでござります。

○石井(祐)委員 公共事業の透明性とかあるいは自由な競争性というような観点からもっと一般の会社にも受注の機会を与えるという、そういう方針をとるべきだというふうに考えるわけでありま

○山口國務大臣 これは長官、先ほどお答えをいただけなかつたわけであります、が、好ましいことというふうには思われないだらうと思ひますが、いかがでございましょうか。

○山口國務大臣 午前中からお答えいたしておりますように、特殊法人あるいは認可法人につきまして所管官庁で見直しをしてもらつよう今求めているわけでございまして、見直し条項を年内に報告してもらう、その結果を一月の上旬には報告してもららうということの中に、今御指摘の点も当然含めて検討をいただくことが当然ではないだらうかというふうに思つております。そういう点は総務省から各官庁に対して十分連絡をいたくよういたしたいと存じます。

○石井(越)委員 ありがとうございます。

建設省の場合は、公団が出資をするに際して、

あるいは補助金等を出している公益法人が出資するに際してどのような指導監督を行っているのか聞かせてください。

ものかどうかといったような見地、あるいはその地域にとって必要な事業を実施することができるのかどうか、あるいはその出資比率が妥当かどうか、いろいろな点から総合的に判断して認可をしているところでござります。

また、出資対象になりました会社につきましては、直接建設省からの監督権限というのではないわけですが、いざいりますけれども、公団が出資している株主の立場あるいは先ほど来お話をございますような発注者の立場といったようなことから適切な指導

は手を引くべきだ、資本もあるいは役員も手を引くべきだというふうに思うわけであります。この点については、お伺いをしてもどうせ前向きの御返事はいただけないだろうと思いますので、先に返みます。

かということを伺つたわけじやございませんが、そこまでお答えをいただきましてありがとうございます。

現在政府において特殊法人の見直しを行つてゐるわけでありますけれども、この際、特殊法人の出資のあり方とかあるいは関連会社の存在、業務について、出資まで国の監査権限が及ぶるお答えをどうふうに理解してよろしうございませぬ。

○田中（一）政府委員 お答えいたします。
ただいま大臣がそのことも含めて答弁しておりますが、公団が出资いたします、その出資の是非とも、このような質問に対してもう一度御返事を

等については、当然、公団の業務でございますので調査の対象になります。

とは、特殊法人の見直しの際に各関係省庁が把握をするよういたさせたい、かように思っています。」(吉井・佐藤)「現金で未だお土どり」といふ用語が、もとより用意しておいたといふことである。

（内閣政務委員） 分かると御説明を申し上げました
（不法行為委員） 国の機関が私金で税金を全部貯め
くつて、それは民間ですから手を出せない
ということになりますと、これはもう手をこれから先
は行使しないことになりますからどうぞ

に別色ということはないであります。そういう意味で、住都公園など特殊法人による公共事業の発展状況及び特殊法人の株式会社等についてお尋ねになりますが、

○山口国務大臣　総務庁設置法第四条第十三号に
　　への出資について國の監査権限が及ぶのかどうな
　　のか、この点をお答えください。

○石井(総)委員　私は、監査権限の話をしている
　　のであります。

基づきまして、特殊法人の業務の実施状況についての調査を行うことができるようになっております。

お尋ねの特殊法人の関連会社等に対する権限の問題でございますが、特殊法人が出資し関連業務を行っている株式会社等の業務については、残念〇田中（一）政府委員 どうも失礼いたしました。
私が答弁すべきだったかもわかりません。
公共工事の発注につきましては、御存じのとお

ながら調査権限はございません。ただし、同法第五条第六項において、「公私の団体その他の関係者」として、監察上の必要により必要な資料の提出が認められています。この規定は、監察官が監査のため必要な資料を提出する権限を賦すことを目的としています。

出に関し協力を求めることができるということになりました。
なっておりまます。

○石井(総)委員 ありがとうございました。

株式会社の中まで調べる、監査ができるかどうか

ところでございまして、総務庁といたしまして
も、公共工事発注の透明性、客觀性、競争性を確
保する観点から、制度及び運営の改善には大きな
関心を持っております。このために、平成六年度

の第四・四半期以降に各省庁、特殊法人等の公共工事的主要発注機関を対象に公共工事の発注手続とか発注体制等につきまして行政監察を実施することにしておりまして、ただいまその準備を進めておりますところでございます。

まだ調査対象を確定しておるわけではございませんけれども、行政監察を実施する際には、住宅・都市整備公団を対象とすることとすれば、多分その可能性は大きいと思いますが、公団が出資しております会社等に対する発注状況につきまして、委員御指摘の点も含めまして、可能な限り必要な調査を行つてまいりたいと考えております。

○石井(総)委員 行政監察をするというご質問です。行政監察をするといふことをお答えになつたと思います。

私は、この行政改革については、やはり今後とも、本日質問をしたそれぞれの事項につきまして、監視をするとともに積極的に提案をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、行政改革委員会の設置法につきまして若干お伺いをしたいと思いますが、委員の選任の時期とこの委員会の発足のめど、目途は大体どのくらい、いつごろというふうにお考えでしょうか。

○陶山政府委員 具体的な委員の選任及び発足の時期につきましては、国会の御審議を経て成立を見ることになった場合におきまして、その段階で法律の公布、施行、関係政令案の準備、委員の選考、任命に関する両議院の同意手続等々、諸般の準備に要する期間が必要でござります。したがいまして、現時点で具体的な時期を明確に申し上げられる状況にございませんが、法案の成立後なるべく速やかにただいま申し上げましたような諸般の手続を経て活動を始めていただけるよう、政府としては必要な準備を精力的に進めさせていただきたいというふうに考えております。

○石井(総)委員 政府の行革本部と、それからこの行政改革委員会との位置づけとか役割、相互の関係というのがどうももう一つすつきりしないよ

うに思うのですが、今の質問に関連いたしまして、例えば本年度じゅうに特殊法人の見直しをすることになつて、それに向けて、一月の十日でござりますが、具体策が出される、あるいはこの素案ができたときに、行革委員会に対して

規制緩和のアクションプログラムを策定する際に意見を聞くのか、あるいはどうするのか。同様に地方分権大綱につきましても、この政府の行革本部と行革委員会との相互の関係というものはどういうふうになるのか。特にこの行革委員会の仕事について聞きたいと思います。

○山口国務大臣 行政改革委員会と行政改革推進本部、その位置づけの問題ですが、これは委員もよく御理解いただいていると思うのですが、行政改革推進本部は、行政改革に関する意思統一の形成を行う機関である。いわば意思決定機関であります。これに対しまして行政改革委員会は、行政改革推進本部を中心として決定される政府の施策について、第三者の立場から監視し提言する機関であって、両者がそれぞれの役割を果たすことによつて行政改革が効率的に推進されるというふうに理解していただきたい、かように思つております。

位置づけは以上であります。

○陶山政府委員 ただいま大臣からも御答弁がありましたように、行政改革委員会は、所掌事務において、規制緩和を初めとする政府の行政改革全般に大変急ぎ過ぎているのではないかといふ気がしてならないわけであります。そんなに急いでどこへ行くの、どこへも行かないというようになりますことになりそうな気がしてならないわけあります。

時間がなくなりましたので、私は、最近の政府、まあ野党もそうかもしれません、どうも行政改革全般に大変急ぎ過ぎているのではないかといふ気がしてならないわけであります。そんなに急いでどこへ行くの、どこへも行かないというようになりますことになりそうな気がしてならないわけあります。

ですから、もう少し全体、トータルの中で整合性を持たせながら、地方分権と税制改革とか、あるいはその他の行政改革ですね、こういうものはいずれも連関しながら進めていかないと、やはりきちっと実のある実績というものが残せないので、大臣におかれましても、余り急ぎ過ぎない方がいいのではないかというふうに私は考えます。

そして、この行革委員会の期限が三年というのことは、これはまだどういうわけか。行政改革にしては、規制緩和にしても、五年間のプログラムをつくるというのに、三年間でしか存在しないということは、まことにおかしいことではないか、むしろこういう監視機関というものは半恒常に存在

するべき性質のものではないかというふうな気が、かつまた政府としては、作業の状況等についての御説明を申し上げるというようなことが実務的に想定し得るのではないかというふうに考えております。

なお、特殊法人とか地方分権の問題につきましては、委員会設置法との関係で申し上げれば、行政の制度及び運営に関する事項ということの中に意見を聞くのか、あるいはどうするのか。同様に地方分権大綱につきましても、この政府の行革本部と行革委員会との相互の関係というものはどういうふうになるのか。特にこの行革委員会の仕事について聞きたいと思います。

○山口国務大臣 行政改革委員会と行政改革推進本部、その位置づけの問題ですが、これは委員もよく御理解いただいていると思うのですが、行政改革推進本部は、行政改革に関する意思統一の形成を行う機関である。いわば意思決定機関であります。これに対しまして行政改革委員会は、行政改革推進本部を中心として決定される政府の施策について、第三者の立場から監視し提言する機関であって、両者がそれぞれの役割を果たすことによつて行政改革が効率的に推進されるというふうに理解していただきたい、かように思つております。

位置づけは以上であります。

○陶山政府委員 ただいま大臣からも御答弁がありましたので、私は、もう一言だけ。私が今申し上げたのは、国民のコンセンサスをできるだけ得ながら早く確実にという意味で、余裕をもつて行なうべきだと思っております。

時間がなくなりましたので、私は、最近の政府、まあ野党もそうかもしれません、どうも行政改革全般に大変急ぎ過ぎているのではないかといふ気がしてならないわけであります。そんなに急いでどこへ行くの、どこへも行かないというようになりますことになりそうな気がしてならないわけあります。

ですから、もう少し全体、トータルの中で整合性を持たせながら、地方分権と税制改革とか、あるいはその他の行政改革ですね、こういうものはいずれも連関しながら進めていかないと、やはりきちっと実のある実績というものが残せないので、大臣におかれましても、余り急ぎ過ぎない方がいいのではないかというふうに私は考えます。

そして、この行革委員会の期限が三年というのことは、これはまだどういうわけか。行政改革にしては、規制緩和にしても、五年間のプログラムをつくるというのに、三年間でしか存在しないということは、まことにおかしいことではないか、むしろこういう監視機関というものは半恒常に存在

するべき性質のものではないかというふうな気が、かつまた政府としては、作業の状況等についての御説明を申し上げるというようなことが実務的に想定し得るのではないかというふうに考えております。

○山口国務大臣 お答えいたしますが、決して急いでいるつもりはございません。着実に行革を推進していくという決意でありますことを御理解をいただきたいと思います。

それから、三年というのも、行革審も三年、審が二次、三次と持たれていたのは、そのときの時代の要請があつたかと思います。行政改革委員会、三年ということで御提案申し上げております。行政改革委員会、三年ということで御提案申し上げております。行政改革委員会、三年という決意であります。行政改革委員会、三年の状況によってどういう判断をするか、これまで国会が御判断をする問題ではないか

時間がなくなりましたので、私は、これにて散会いたします。

○田中委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたしましたので、私、もう一言だけ。

私が今申し上げたのは、国民のコンセンサスをできるだけ得ながら早く確実にという意味で、余裕をもつて行なうべきだと思っております。

ありがとうございました。

○石井(総)委員 浩みません、お言葉をいただきまつたので、私、もう一言だけ。

私が今申し上げたのは、国民のコンセンサスをできるだけ得ながら早く確実にという意味で、余裕をもつて行なうべきだと思っております。

午後五時五分散会

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

第十条の三第一項第一号中「二十九万四千円」を「二十九万九千円」に改め、同項第二号中「五万百円」を「五万五百円」に改める。

第十一條第四項中「千円」を「一千円」に改める。

第十二條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域(以下「島等」という。)に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用して、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(前項の規定による額が四万円以下となる職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額及びその額を負担しないものとした場合における同項の規定による額の合計額とする。

第十九条の二第一項中「三千二百円」を「三千三百円」に、「一万四千円」を「一万五千円」に、「五千六百円」を「六千円」に、「四千八百円」を「四千九百五十円」に、「二万五千円」を「二万一千五百円」に、「八千四百円」を「九千円」に改め、同条第二項中「二万五千円」を「一万六千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。

第二十二条第一項中「三万七千五百円」を「三万八千円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 249,500	円 268,500	円 289,300	円 323,400	円 362,000	円 411,400
258,300	277,600	299,000	335,300	374,500	426,400
267,100	286,900	308,900	347,200	387,200	441,500
276,000	296,200	319,200	359,100	399,900	456,700
284,900	305,800	329,500	371,000	412,900	471,900
293,800	315,500	339,700	383,000	425,700	487,200
303,000	325,400	349,800	395,300	438,400	502,800
312,300	335,200	359,900	407,600	451,100	518,600
321,700	345,100	370,000	419,900	463,800	534,300
331,400	354,900	380,100	431,700	476,500	549,900
341,300	364,600	390,200	443,200	487,700	562,000
351,100	374,000	400,200	454,500	498,100	570,000
360,800	383,100	410,300	464,100	506,900	577,600
370,200	391,200	420,000	472,000	514,100	583,800
378,700	398,300	427,700	479,800	518,700	588,600
385,600	404,800	435,000	485,200		
392,200	410,500	439,900	489,800		
396,800	415,400	444,500	494,100		
401,300	420,100	448,900			
405,800	424,400	452,800			
410,200	428,300	456,600			
414,300	432,000				
418,000					
421,600					

十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 備	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 180,500	円 212,400	円 229,700
2	132,300	167,200	187,300	220,400	238,300
3	136,500	173,700	193,900	228,600	247,100
4	141,000	180,500	200,500	237,200	255,600
5	145,900	186,200	207,500	245,900	263,900
6	151,600	191,100	215,200	254,300	272,300
7	157,400	195,900	222,800	262,500	280,700
8	163,200	200,700	230,000	270,700	288,900
9	167,600	205,100	236,400	278,700	297,200
10	171,000	209,500	242,600	286,600	305,500
11	173,900	213,900	248,700	294,400	313,700
12	176,600	218,300	254,400	302,100	321,700
13	179,200	222,600	260,100	309,600	329,700
14	181,400	226,000	265,500	317,100	337,400
15	183,500	229,100	270,800	323,900	343,700
16	185,100	232,200	275,700	330,300	349,600
17		235,300	280,200	335,000	354,900
18		238,200	284,100	339,200	359,300
19		240,200	287,700	343,300	363,400
20			290,600	346,300	367,200
21			293,400	349,200	370,500
22			296,100	352,000	373,800
23			298,800	355,000	377,200
24			301,300	358,100	380,500
25			303,800	361,000	383,300
26			306,200	363,800	386,100
27			308,600	366,200	
28			311,000	368,600	
29			313,400		
30			315,700		
31			317,900		
32			320,100		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二

口 行政職俸給表（二）

職務の級 号 債	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
1	—	161,300	179,000	195,700	220,500	248,100
2	118,500	167,800	184,500	201,400	227,200	255,200
3	122,200	173,400	190,100	207,500	233,900	262,400
4	125,800	178,900	195,700	213,900	240,700	270,200
5	129,200	183,800	201,300	220,400	247,400	278,000
6	133,200	188,700	207,300	226,900	254,100	286,200
7	137,800	193,600	213,400	232,900	260,600	294,500
8	142,500	198,500	219,400	238,700	266,600	303,000
9	148,300	203,400	225,400	244,400	272,300	311,400
10	154,300	208,400	231,200	250,100	277,900	319,600
11	161,100	213,500	236,700	255,400	283,600	327,700
12	167,600	218,400	242,100	260,500	289,300	335,800
13	173,100	223,200	247,300	265,600	295,000	343,700
14	178,200	227,900	252,300	270,700	300,600	350,800
15	182,600	232,500	257,200	275,700	306,200	357,800
16	186,900	236,800	262,000	280,900	311,600	364,700
17	191,100	240,800	267,000	285,500	316,900	371,400
18	195,000	244,700	272,000	289,900	321,800	377,500
19	198,400	248,400	276,700	293,700	326,400	383,100
20	201,100	251,100	281,000	297,300	330,700	388,200
21	204,000	253,400	284,300	300,700	334,800	393,100
22	206,900	255,800	287,300	304,100	338,700	397,400
23	209,700	258,000	290,000	307,200	341,600	400,800
24	212,500	260,200	292,700	310,300	344,400	
25	214,900	262,300	295,100	313,100	346,900	
26	217,200	264,400	297,500	315,800	349,300	
27	219,400	266,700	299,900	318,300	351,700	
28	221,600	268,900	302,300	320,600		
29	223,700	271,000	304,600	322,800		
30	225,700	273,000	306,900	325,000		
31	227,600	275,000	308,900			
32	229,400	276,900				
33		278,800				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職務の級 号 備	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	—	213,600	250,800	290,200	323,400	362,000	411,400
2	152,500	221,700	259,700	299,800	335,300	374,500	426,400
3	159,000	230,000	268,900	309,500	347,200	387,200	441,500
4	167,800	239,100	278,000	319,500	359,100	399,900	456,700
5	174,600	247,800	287,200	329,800	371,000	412,900	471,900
6	181,600	256,200	296,700	340,000	383,000	425,700	487,200
7	188,300	264,600	306,300	350,000	395,300	438,400	502,800
8	195,000	272,900	315,900	360,000	407,600	451,100	518,600
9	201,600	281,000	325,600	370,000	419,900	463,800	534,300
10	208,400	289,300	335,400	380,100	431,700	476,500	549,900
11	216,100	297,500	345,200	390,200	443,200	487,700	562,000
12	223,400	305,800	355,000	400,200	454,500	498,100	570,000
13	230,500	313,800	364,700	410,300	464,100	506,900	577,600
14	236,900	321,700	374,100	420,000	472,000	514,100	583,800
15	243,100	329,700	383,200	427,700	479,800	518,700	588,600
16	249,200	337,000	391,200	435,000	485,200		
17	254,800	342,500	398,300	439,900	489,800		
18	260,200	346,800	402,900	444,500	494,100		
19	265,500	350,900	407,300	448,900			
20	270,800	354,500	411,800	452,800			
21	275,700	358,000	416,200	456,600			
22	280,200	361,000	420,500				
23	284,100	364,000	424,700				
24	287,700	366,900	428,300				
25	290,600						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
円 278,800	円 298,000	円 318,600	円 350,100	円 385,600	円 425,800
288,000	307,700	328,600	360,100	398,000	438,000
297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200
306,700	327,300	348,600	380,400	422,100	462,400
316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
345,900	366,700	389,200	422,100	464,600	518,600
355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300
365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900
375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
423,200	441,000	468,400	497,500		
430,000	446,900	473,500	501,900		
435,700	452,600	478,400	506,000		
440,400	457,200	483,200			
445,000	461,700	487,200			
449,300	465,600	491,000			
453,500	469,300				
457,200					
460,800					

員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 稅務職俸給表（第六条関係）

職務の級 号 備	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 207,600	円 240,600	円 259,300
2	147,700	190,000	214,900	249,100	268,100
3	153,900	196,900	221,500	257,900	276,900
4	160,800	203,600	228,100	266,700	285,900
5	167,900	209,000	234,500	275,500	294,600
6	175,100	213,300	241,700	284,300	303,200
7	183,200	217,300	248,800	293,000	312,000
8	190,100	221,700	254,500	301,300	320,800
9	192,800	224,900	260,100	309,600	329,200
10	195,500	228,000	265,700	317,600	337,600
11	197,500	231,000	271,100	325,600	345,000
12	199,400	234,000	276,400	333,500	351,500
13	201,200	237,000	280,900	339,300	357,900
14	202,800	240,000	285,200	344,200	364,200
15		242,100	289,000	348,900	370,000
16			292,700	353,300	375,700
17			294,900	357,000	380,800
18				360,400	385,100
19				363,500	389,400
20				366,500	393,300
21				369,200	396,100
22				371,900	
23				374,300	
24					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 278,800	円 298,000	円 318,600	円 350,100	円 385,600	円 425,800
288,000	307,700	328,600	360,100	398,000	438,000
297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200
306,700	327,300	348,600	380,400	422,100	462,400
316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
345,900	366,700	389,200	422,100	464,600	518,600
355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300
365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900
375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
423,200	441,000	468,400	497,500		
430,000	446,900	473,500	501,900		
435,700	452,600	478,400	506,000		
440,400	457,200	483,200			
445,000	461,700	487,200			
449,300	465,600	491,000			
453,500	469,300				
457,200					
460,800					

院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 傅	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	—	225,600	259,800
2	154,100	169,200	194,500	232,900	268,700
3	160,700	176,100	202,300	241,000	277,700
4	167,500	185,100	210,100	249,700	286,700
5	174,200	194,300	217,100	258,600	295,600
6	182,500	201,400	223,900	267,500	304,200
7	191,600	208,400	230,700	276,400	313,000
8	198,700	215,300	237,300	285,300	321,400
9	205,700	221,600	245,200	294,200	330,100
10	212,600	228,000	252,900	302,300	338,600
11	218,800	234,600	260,700	310,500	347,100
12	225,200	241,300	268,500	318,700	355,600
13	231,800	248,900	276,400	326,900	364,000
14	238,400	256,400	284,000	335,200	372,400
15	246,000	264,100	291,600	343,000	380,800
16	253,500	271,700	299,500	350,900	389,000
17	260,700	278,700	307,600	358,800	397,000
18	267,400	285,700	315,800	366,800	404,100
19	273,700	292,800	324,100	374,700	410,600
20	280,200	299,700	331,800	382,400	415,100
21	286,800	306,600	339,700	390,000	419,300
22	293,200	313,400	347,600	397,100	423,300
23	299,800	320,200	355,600	403,600	427,200
24	306,100	326,900	363,500	407,900	431,000
25	312,100	333,700	371,200	411,900	434,200
26	318,300	340,600	378,800	415,600	437,400
27	324,200	347,700	385,900	419,300	
28	329,800	354,000	392,400	423,100	
29	334,300	359,600	396,700	426,100	
30	338,600	364,600	400,700	429,100	
31	343,200	369,600	404,400		
32	347,800	373,000	408,100		
33	350,400	376,300	411,900		
34		379,600	414,900		
35		383,000	417,800		
36		385,700			

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 278,800	円 298,000	円 318,600	円 350,100	円 385,600	円 425,800
288,000	307,700	328,600	360,100	398,000	438,000
297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200
306,700	327,300	348,600	380,400	422,100	462,400
316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
345,900	366,700	389,200	422,100	464,600	518,600
355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300
365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900
375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
423,200	441,000	468,400	497,500		
430,000	446,900	473,500	501,900		
435,700	452,600	478,400	506,000		
440,400	457,200	483,200			
445,000	461,700	487,200			
449,300	465,600	491,000			
453,500	469,300				
457,200					
460,800					

院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	円 一	円 一	円 207,600	円 240,600	円 259,300
2	147,700	190,000	214,900	249,100	268,100
3	154,100	196,900	221,500	257,900	276,900
4	161,500	203,600	228,100	266,700	285,900
5	169,200	209,000	234,500	275,500	294,600
6	176,900	214,200	241,700	284,300	303,200
7	183,700	219,000	248,800	293,000	312,000
8	190,100	223,800	255,300	301,300	320,800
9	194,200	228,300	261,600	309,600	329,200
10	198,200	232,700	267,900	317,600	337,600
11	202,200	237,400	274,000	325,600	345,700
12	206,100	242,600	279,800	333,500	353,400
13	209,800	247,800	285,500	340,400	361,000
14	213,200	252,800	291,200	346,300	368,600
15	216,500	257,400	297,000	351,900	375,500
16	219,700	261,600	301,900	357,100	381,800
17	222,900	265,300	306,800	361,300	387,800
18	225,500	269,000	311,200	365,000	392,500
19	228,000	271,100	314,900	368,700	397,000
20	230,300		317,800	372,200	401,100
21	232,300		320,400	375,600	404,700
22			323,100	378,400	407,500
23			325,700	381,100	
24			328,400	383,500	
25			331,000		
26			333,200		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の級 号 債	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	円 —	円 —	円 244,800	円 285,700	円 319,800	円 356,500	円 440,600
2	158,800	210,000	253,000	296,800	330,800	369,500	453,800
3	168,000	218,300	261,300	307,800	342,000	382,500	466,900
4	177,300	226,400	271,300	318,700	352,900	395,400	480,000
5	186,700	233,800	281,200	329,400	363,800	408,200	492,800
6	196,700	241,100	291,100	339,800	374,600	420,800	505,300
7	206,400	247,600	300,500	350,000	385,100	433,300	517,800
8	212,700	254,000	309,700	359,700	395,400	445,800	529,700
9	218,400	261,400	318,000	369,300	405,400	457,900	540,700
10	222,800	268,400	326,200	378,300	415,300	469,400	549,900
11	226,300	275,100	334,400	386,900	425,100	480,800	559,000
12	229,700	281,300	342,300	396,400	434,700	492,100	567,300
13	233,100	286,900	350,100	405,800	443,900	502,100	574,900
14	236,300	292,400	357,800	414,900	452,900	511,100	580,700
15	239,500	297,200	365,500	422,800	460,300	519,100	585,300
16	242,700	301,900	372,900	430,700	466,800	526,700	
17	246,000	306,500	380,200	438,500	472,900	533,500	
18	249,200	309,800	387,000	444,400	478,600	538,700	
19	251,300		391,000	449,100	484,200	543,700	
20			394,900	453,800	489,600	547,900	
21			398,800	458,400	494,200	552,000	
22			402,600	462,800	498,300		
23			406,400	467,100	502,200		
24			410,100	471,300	506,100		
25			413,700	475,100			
26			417,100	478,800			
27			420,500	482,500			
28			423,900				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
1	円 —	円 —	円 198,100	円 223,400	円 253,800	円 285,300
2	134,600	168,500	204,500	230,200	261,700	293,200
3	138,300	176,100	210,300	237,400	269,800	301,100
4	143,000	184,400	216,600	245,300	277,400	309,000
5	148,500	191,500	223,300	253,400	284,300	317,000
6	154,300	197,600	230,100	261,200	290,900	325,300
7	161,000	203,700	237,300	268,800	297,300	333,700
8	168,200	208,700	245,100	275,400	303,500	342,200
9	175,200	214,400	253,000	281,700	309,500	350,600
10	183,100	220,200	260,600	288,000	315,500	359,000
11	190,100	226,100	267,800	294,000	321,600	367,400
12	196,100	232,100	274,100	299,600	327,700	376,100
13	202,000	237,700	280,300	304,800	333,800	384,400
14	206,900	243,600	286,500	309,900	339,600	392,400
15	211,800	249,500	292,000	314,800	345,500	399,700
16	216,700	255,200	297,400	319,600	351,000	406,800
17	221,500	260,800	302,200	323,900	356,100	413,500
18	225,900	266,100	307,000	328,100	360,900	419,900
19	230,600	271,400	311,600	332,200	364,400	426,000
20	234,800	276,000	315,600	335,800	367,900	431,700
21	237,800	279,900	319,200	339,400	371,400	436,900
22	240,700	283,100	322,300	342,500	374,800	441,400
23	242,700	286,200	325,400	345,300	378,200	445,100
24		288,900	328,200	348,100	381,600	
25		291,400	330,600	350,800	384,600	
26		293,800	333,100	353,300	387,500	
27		296,200	335,700	355,800	390,400	
28		298,300	338,200	358,300		
29		300,400	340,700			
30			342,900			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	243,500	277,900	349,000
2	158,100	198,800	252,300	288,800	361,000
3	165,900	207,100	261,300	299,800	373,000
4	175,600	215,600	270,600	310,800	385,000
5	185,700	224,500	280,400	321,800	397,200
6	193,100	233,300	290,300	333,000	409,200
7	200,200	242,100	300,500	344,000	421,100
8	207,500	250,900	310,900	355,100	433,000
9	215,400	259,700	320,700	366,100	445,000
10	224,100	268,700	330,500	377,000	457,000
11	230,900	277,800	340,300	387,600	469,200
12	239,100	286,700	350,000	397,100	481,500
13	247,000	295,600	359,800	406,500	494,000
14	254,600	303,300	369,500	415,700	506,600
15	261,700	311,000	379,000	424,600	519,500
16	268,800	317,800	388,100	433,100	531,900
17	275,200	324,400	397,200	441,400	543,000
18	281,600	331,100	405,700	449,500	554,000
19	287,800	337,600	413,900	457,300	564,700
20	293,700	343,900	421,900	464,900	574,800
21	299,600	350,200	429,600	472,500	584,000
22	305,100	356,500	437,200	480,000	591,100
23	310,200	362,700	444,000	486,800	596,200
24	315,300	368,800	450,700	493,500	601,000
25	319,500	374,800	455,500	499,600	
26	323,600	380,200	459,400	503,900	
27	327,500	384,400	463,300	507,500	
28	331,200	388,200	467,200	511,000	
29	334,000	391,900	470,500		
30	336,700	395,500	473,700		
31	339,400	399,100			
32	342,100	402,700			
33	344,700	406,200			
34	347,300	409,400			
35	349,900	412,500			
36	352,400	415,500			
37	354,800				
38	357,200				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表（二）

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	298,900	398,000
2	144,800	187,300	308,800	408,200
3	151,200	193,900	318,700	418,500
4	158,100	200,500	328,600	428,700
5	165,800	207,600	338,500	438,900
6	174,600	214,900	348,400	449,200
7	183,900	222,500	358,300	459,500
8	190,300	230,300	368,200	469,900
9	196,700	238,300	378,100	480,400
10	203,100	246,600	388,200	491,100
11	209,800	255,100	398,100	501,900
12	216,600	264,600	408,000	511,600
13	223,800	274,100	417,500	520,300
14	231,300	283,600	426,900	528,000
15	238,900	293,200	436,300	532,600
16	246,700	302,800	445,700	
17	254,300	312,400	455,000	
18	261,800	322,300	464,400	
19	269,200	332,000	473,800	
20	275,800	341,700	482,400	
21	282,300	351,200	490,800	
22	288,400	360,700	499,000	
23	294,500	370,100	506,000	
24	300,600	379,500	510,200	
25	306,700	388,400		
26	312,700	396,700		
27	318,700	405,000		
28	324,700	413,400		
29	330,300	421,700		
30	334,500	428,900		
31	338,500	435,900		
32	342,300	441,700		
33	345,800	446,900		
34	348,600	451,800		
35	351,300	456,300		
36	353,900	459,300		
37	356,400			
38	358,900			
39	361,100			
40	363,300			

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に7,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表（三）

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 259,000	円 393,700
2	144,800	160,200	268,900	402,700
3	151,200	168,300	278,900	411,700
4	158,100	177,100	288,900	420,700
5	165,800	187,300	298,900	429,800
6	174,600	193,900	308,800	439,000
7	183,900	200,500	318,700	448,400
8	190,300	207,600	328,600	457,300
9	196,600	214,900	338,500	465,600
10	202,900	222,500	348,300	473,700
11	209,200	230,300	358,100	481,400
12	215,600	238,300	367,200	489,000
13	222,200	246,600	376,100	495,700
14	229,300	255,100	385,000	501,000
15	236,100	264,600	393,800	505,100
16	242,900	274,100	402,300	
17	249,400	283,600	410,700	
18	255,700	293,200	419,200	
19	262,000	302,800	427,600	
20	267,900	312,400	436,000	
21	273,400	322,300	443,900	
22	278,700	331,900	450,900	
23	283,700	341,500	457,400	
24	288,500	350,900	462,700	
25	292,400	359,500	467,200	
26	296,200	367,900	471,000	
27	299,800	376,100	474,200	
28	302,900	384,000	477,200	
29	305,500	391,700		
30	308,000	398,700		
31	310,300	405,700		
32	312,700	412,500		
33	314,800	418,700		
34		424,800		
35		430,100		
36		434,700		
37		439,100		
38		442,900		
39		445,500		

備考（一） この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に6,900円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表(四)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 199,800	円 243,500	円 299,800	円 444,900
2	166,700	207,700	252,300	310,800	456,900
3	177,100	215,900	261,300	321,800	469,000
4	188,000	224,700	270,600	333,000	481,100
5	198,800	233,400	280,400	344,000	493,500
6	205,400	242,100	290,300	355,100	506,200
7	212,400	250,900	300,900	366,100	519,100
8	219,700	259,700	311,700	377,000	531,600
9	227,100	268,700	322,800	387,600	542,700
10	234,500	277,800	333,800	398,400	553,700
11	241,900	286,900	344,800	409,200	564,400
12	250,200	296,600	355,800	421,100	574,500
13	258,000	306,300	366,600	433,000	583,700
14	265,500	316,200	377,200	445,000	590,900
15	272,900	325,600	387,500	457,000	596,000
16	280,100	334,900	397,400	469,100	600,800
17	287,000	344,000	407,000	481,200	
18	293,500	352,800	416,000	493,600	
19	299,700	361,700	424,800	506,300	
20	305,400	370,400	433,100	517,600	
21	310,800	379,100	441,100	525,000	
22	316,300	387,800	448,800	532,200	
23	321,700	396,400	456,000	539,300	
24	326,600	404,900	463,200	546,300	
25	331,300	413,100	470,100	552,500	
26	335,800	421,000	476,100	557,400	
27	339,200	428,700	482,100	561,700	
28	342,600	435,900	486,500		
29	345,900	443,000	490,300		
30	349,400	449,300	493,800		
31	352,900	455,200			
32	355,900	461,100			
33	358,900	465,100			
34	361,800	468,500			
35	364,700	471,800			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 —	円 —	247,700	288,400	333,000
2	132,400	179,500	257,300	298,300	345,200
3	136,600	189,400	267,000	308,600	357,300
4	141,700	197,700	276,800	319,000	369,400
5	147,700	206,200	286,600	329,600	381,600
6	155,300	215,200	296,400	340,100	394,800
7	163,300	223,300	306,500	350,200	408,100
8	171,700	231,400	316,700	360,000	422,100
9	179,600	239,500	326,900	369,700	436,100
10	186,500	247,600	336,800	379,400	450,000
11	193,600	255,300	346,000	389,100	463,900
12	200,800	262,700	354,700	398,700	477,800
13	208,100	269,900	363,000	408,200	491,600
14	215,400	276,900	370,400	417,700	505,100
15	223,500	283,800	377,500	427,200	518,400
16	231,500	290,500	384,500	436,700	531,700
17	237,600	297,300	391,300	446,100	545,200
18	243,700	304,100	398,100	455,400	556,700
19	249,600	311,100	404,800	464,500	565,300
20	255,400	318,100	411,000	472,200	572,800
21	261,000	325,000	416,800	479,900	579,000
22	266,600	331,900	422,300	485,400	584,400
23	272,000	338,800	427,400	490,100	588,600
24	277,300	344,300	432,000	494,100	
25	282,400	349,600	436,300		
26	286,600	353,700	439,900		
27	290,600	357,600	443,400		
28	293,700	361,500			
29	296,800	365,300			
30	299,700	369,100			
31	302,400	372,300			
32	304,900				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の級 号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
1	円 —	288,000	325,800	417,100
2	230,700	299,800	337,900	429,800
3	240,100	311,700	350,100	442,100
4	250,500	323,700	362,500	454,200
5	261,200	335,700	374,700	466,300
6	272,800	347,800	386,900	478,400
7	284,500	359,900	399,400	490,100
8	296,300	372,100	412,300	501,600
9	308,000	384,300	424,800	512,900
10	319,400	396,700	437,000	524,200
11	329,200	408,000	449,100	535,500
12	338,600	418,500	460,700	546,300
13	347,900	428,600	472,200	557,100
14	357,100	438,400	483,500	567,800
15	366,300	448,200	494,700	577,800
16	375,400	457,800	505,700	587,300
17	384,400	467,400	516,400	596,100
18	392,500	477,000	527,100	603,300
19	397,900	484,600	537,700	608,600
20	403,300	491,800	546,000	613,400
21	406,400	498,300	554,100	
22		503,100	559,700	
23		507,800	565,000	
24		512,300	570,100	
25		516,800	574,600	
26		520,500	578,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 債	俸給月額							
1	—	—	200,500	222,700	258,300	299,000	333,700	400,000
2	136,700	172,400	207,000	230,600	267,500	308,900	345,500	412,800
3	142,200	178,700	213,800	238,900	276,800	318,800	357,400	425,700
4	148,700	185,000	221,600	247,200	286,100	328,700	369,300	438,900
5	155,300	191,300	229,400	255,500	295,400	338,600	381,200	452,200
6	162,400	197,500	237,500	263,800	304,700	348,500	393,300	465,500
7	169,600	203,600	245,600	272,100	314,300	358,500	405,800	479,600
8	175,600	209,600	253,700	280,600	324,000	368,600	418,400	494,000
9	181,500	216,200	261,900	289,000	333,600	378,900	430,700	507,900
10	186,600	223,400	270,100	297,600	343,300	389,300	442,600	521,600
11	191,600	230,300	278,200	306,100	353,100	399,500	454,200	529,800
12	196,400	236,800	286,200	314,400	362,400	409,700	464,100	537,300
13	201,100	243,100	294,100	322,700	371,500	419,600	472,000	544,400
14	205,300	249,400	302,000	330,800	380,000	427,500	479,800	551,200
15	209,700	255,200	309,800	338,800	387,200	434,900	487,400	556,600
16	214,100	260,800	317,500	345,200	394,100	439,900	491,900	561,100
17	218,500	266,200	324,700	351,200	400,000	444,500	496,200	
18	222,800	271,500	331,500	357,100	405,700	448,900		
19	226,300	276,400	336,600	361,400	410,500	452,800		
20	229,400	281,100	341,300	365,600	414,900	456,600		
21	232,400	284,700	345,300	369,700	419,200			
22	234,900	287,500	348,500	373,400	422,900			
23	236,900	290,300	351,500	376,900	426,500			
24		292,900	354,400	380,100				
25		295,400	357,300	383,000				
26		297,600	360,100	385,800				
27		299,900	362,900	388,600				
28		302,100	365,400					
29			367,800					
30			370,200					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で
人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 備	俸給月額						
1	—	—	215,800	236,800	267,200	302,600	335,600
2	149,600	175,900	222,000	243,900	275,500	312,200	347,500
3	155,000	184,000	229,300	251,100	283,900	322,100	359,400
4	160,900	192,600	236,500	258,300	292,100	332,200	371,300
5	166,800	198,200	243,600	265,700	300,300	342,200	383,300
6	174,800	203,700	250,700	273,200	308,700	352,200	395,800
7	182,900	209,500	257,800	280,800	317,000	362,300	408,600
8	190,900	215,500	265,000	288,400	325,300	372,500	420,900
9	195,800	221,700	272,200	296,000	333,200	382,800	433,100
10	200,700	228,600	279,600	303,800	341,200	393,500	445,200
11	205,700	235,700	287,100	311,500	349,300	404,300	457,300
12	210,700	242,800	294,600	319,100	357,400	414,800	468,400
13	216,000	249,900	302,000	326,600	365,500	425,100	477,900
14	221,000	257,000	309,400	334,100	373,800	435,200	487,100
15	226,500	264,100	316,700	341,600	382,100	445,300	495,700
16	232,000	271,100	323,800	348,800	390,600	454,200	503,200
17	237,500	278,100	330,700	356,100	398,500	463,000	508,200
18	243,000	285,000	337,600	363,300	405,500	471,300	512,500
19	248,500	291,700	344,300	370,500	411,100	478,700	516,500
20	253,900	298,400	351,000	376,800	416,200	483,600	
21	259,100	305,100	357,700	382,700	421,200	487,800	
22	264,300	311,500	364,000	388,500	425,300	491,500	
23	268,800	317,900	369,600	393,000	428,800		
24	273,300	324,200	374,900	397,200	431,500		
25	277,600	330,300	379,700	400,900			
26	281,800	335,400	383,600	404,500			
27	285,600	339,800	387,400	407,500			
28	289,200	344,100	390,600	410,100			
29	292,100	348,200	393,600				
30	294,900	350,900	396,400				
31	297,600	353,600	398,900				
32	300,300	356,200					
33	302,900	358,800					
34	305,400	361,400					
35	307,800	363,800					
36	310,100	366,200					
37	312,300	368,600					
38	314,500	371,000					
39	316,700						
40	318,900						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸 給 月 額
1		円 575,000
2		637,000
3		708,000
4		785,000
5		846,000
6		910,000
7		992,000
8		1,073,000
9		1,151,000
10		1,232,000
11		1,304,000
12		1,332,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定はこの法律の公布の日から、別表第一から別表第九までの改正規定中別表第六〇の備考〔〕及びハの備考〔〕に係る部分並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。

この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。(最高号俸等の切替え等)

平成六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。(切替における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによることとなる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日

における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日に

おいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けている号俸等の基礎)

前二項の規定の適用においては、職員が属していた職務の級及びその者が受けている号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

附則第三項から前項までに定めるものは、か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。第五条を次のように改める。

第五条 削除
第六条中「前三条」を「第三条及び第四条」に改める。

第八条中「から第五条まで」を「及び第四条」に改める。

第六条中「第三条及び第四条」を「三万七千五百円」に、「六万八千八百円」を「六万九千五百円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、一一〇八、〇〇〇円」を「一、一二三四、〇〇〇円」だ、「一、六一、〇〇〇円」を「一、六三〇、〇〇〇円」だ、「一、五四三、〇〇〇円」を「一、五六、〇〇〇円」に、「一、三一七、〇〇〇円」を「一、三三一、〇〇〇円」に改める。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する平成六年八月一日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、宿直手当及び期末手当の額の改定を行

うとともに、住居を得ることが著しく困難である島等に所在する官署への通勤のため特別運賃等を負担することを常例とする職員の通勤手当の額の

算定について特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十九条の四第二項の改正規定を削る。

別表第三俸給月額の欄中「四九、五〇〇円」を

「四九八、四〇〇円」だ、「四五五、五〇〇円」を「四六一、四〇〇円」だ、「四一六、二〇〇円」を「四二二、〇〇〇円」だ、「三七五、〇〇〇円」を

「三八〇、三〇〇円」だ、「三三四、二〇〇円」を「三〇五、〇〇〇円」だ、「三〇〇、八〇〇円」を「三七九、五〇〇円」だ、「二五五、六〇〇円」を

「三三八、九〇〇円」だ、「三〇〇、八〇〇円」を「二五九、二〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「四九、五〇〇円」を

「四九八、四〇〇円」だ、「四五五、五〇〇円」を「四六一、四〇〇円」だ、「四一六、二〇〇円」を「四二二、〇〇〇円」だ、「三七五、〇〇〇円」を

「三八〇、三〇〇円」だ、「三三四、二〇〇円」を「三〇五、〇〇〇円」だ、「三〇〇、八〇〇円」を「三七九、五〇〇円」だ、「二五五、六〇〇円」を

「三三八、九〇〇円」だ、「三〇〇、八〇〇円」を「二五九、二〇〇円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の二・五」を「百分の三」に、「百分の四・五」を「百分の五」に改める。

第十八条第二項中「五千五百七十円」を「五千六百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万一千一百円」を「十万一千八百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

職務の級 号 債	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 債	指定職
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	233,300	317,800	355,200	397,600	451,900	1	575,000
2	242,100	328,400	368,200	411,400	468,400	2	637,000
3	252,300	339,300	381,300	425,300	484,900	3	708,000
4	261,700	350,600	394,400	439,300	501,600	4	785,000
5	274,000	361,900	407,500	453,400	518,300	5	846,000
6	283,700	373,100	420,700	467,500	535,100	6	910,000
7	294,900	384,200	434,200	481,500	552,200	7	992,000
8	304,900	395,300	447,700	495,500	569,600	8	1,073,000
9	315,100	406,400	461,200	509,500	586,900	9	1,151,000
10	325,300	417,500	474,200	523,400	604,000	10	1,232,000
11	335,900	428,600	486,800	535,700	617,300	11	1,304,000
12	346,500	439,600	499,200	547,100	626,100		
13	357,300	450,600	509,700	556,700	634,300		
14	368,200	461,300	518,400	564,700	641,200		
15	379,100	469,800	527,000	569,800	646,500		
16	389,900	477,800	532,800				
17	400,500	483,200	538,000				
18	410,800	488,100	543,000				
19	420,800	493,000					
20	429,700	497,400					
21	437,500	501,800					
22	444,700						
23	450,900						
24	456,300						
25	460,600						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

条の三、第二十八条の三関係)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准 陸 尉 准 空 尉	陸 曹 長 海 曹 長 空 曹 長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸 士 長 海 士 長 空 士 長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 241,400	円 232,600	円 224,000	円 218,200	円 218,100	—	円 186,600	円 171,600	—	円 157,000	円 149,700
249,500	236,500	232,700	226,900	226,800	209,500	199,000	179,100	171,600	164,300	
257,600	240,400	240,300	234,500	234,400	218,100	208,800	186,600	179,100	168,700	
265,800	248,000	247,900	242,100	242,000	226,700	217,000	195,500	183,500		
275,000	255,400	255,300	249,500	249,400	234,300	224,700	204,800	187,900		
284,200	262,800	262,700	256,900	256,800	241,900	232,300	212,400			
293,500	271,300	271,200	265,400	265,300	249,300	239,500	219,400			
303,300	279,800	279,700	273,900	273,800	256,700	246,600	226,000			
312,900	288,300	288,200	282,400	282,300	265,200	253,700	230,900			
322,200	296,900	296,700	290,900	290,800	273,700	260,800				
331,500	305,500	305,200	299,400	299,300	282,200	269,000				
340,700	314,100	313,700	307,900	307,800	290,700	277,000				
349,900	322,700	322,300	316,400	316,300	299,100	285,000				
359,100	331,400	330,900	325,000	324,800	307,400	293,000				
368,300	340,300	339,700	333,800	333,400	315,600	299,700				
377,300	349,400	348,600	342,700	342,300	323,800	306,300				
386,200	358,400	357,600	351,700	351,200	331,900	312,800				
395,100	367,000	366,200	360,300	359,800	340,000	318,400				
404,000	375,600	374,800	368,900	368,400	348,000	323,100				
412,900	384,200	383,400	377,500	376,900	355,600					
421,800	392,700	391,900	386,000	385,400	363,200					
430,500	401,200	400,400	394,500	393,900	370,800					
438,500	409,700	408,900	403,000	402,400	378,300					
445,600	418,100	417,300	411,200	410,600	385,700					
451,500	426,000	425,200	419,100	418,500	392,800					
457,300	433,100	432,300	426,200	425,600	399,100					
462,700	439,000	438,100	432,000	431,400	403,800					
468,100	444,800	443,700	437,600	437,000	408,500					
473,300	450,300	449,200	443,100	442,300						
478,500	455,700	454,500	448,400	447,000						
483,200	461,100	459,800	453,700	451,700						
487,900	466,300	465,000	458,900							
	471,100	469,700	463,600							
	475,800	474,400								
	480,500	479,100								

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び受ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものる額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七

階級 号 俸	陸海空	將 將 將	陸海空	將 將 將	補 補 補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐 佐 佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸給月額		俸 約 月 額						俸給月額	俸給月額	俸給月額	
			(一)	(二)	(一)	(二)	(三)					
1	575,000	575,000	482,100	441,000	422,200	369,800	335,300	312,200	267,900			
2	637,000	637,000	499,200	454,800	435,700	381,900	346,300	322,500	277,500			
3	708,000	708,000	516,300	468,500	449,500	395,300	358,500	332,800	288,700			
4	785,000	785,000	533,500	482,100	463,200	408,700	369,800	343,800	298,600			
5	846,000	846,000	550,800	498,300	476,800	422,200	381,100	354,800	308,500			
6	910,000	910,000	568,500	514,500	490,300	435,700	392,200	365,800	318,400			
7	992,000	992,000	586,300	530,800	503,100	449,500	403,400	376,800	328,300			
8	1,073,000		603,400	548,100	515,200	463,200	414,700	387,800	338,200			
9	1,151,000		620,200	565,000	527,200	476,800	426,100	398,800	348,100			
10	1,232,000		633,300	580,500	540,000	489,700	437,800	409,800	357,900			
11	1,304,000		642,200	594,900	552,700	502,000	449,500	420,900	367,500			
12			651,000	608,500	564,500	513,500	461,200	432,000	376,900			
13			659,800	618,300	574,000	524,900	472,900	443,200	386,200			
14			668,600	624,500	582,600	533,700	484,500	454,500	395,400			
15			630,700	587,900	542,300	496,000	465,500	404,600				
16				593,200	548,300	507,400	473,400	413,800				
17				598,400	554,000	516,200	481,100	423,000				
18				603,600	559,600	524,600	487,700	432,200				
19					564,900	530,700	493,700	441,300				
20					570,100	536,600	499,600	449,300				
21					575,200	542,300	505,300	456,400				
22					580,200	547,900	511,000	462,300				
23						553,000	516,500	468,100				
24						558,100	521,600	473,500				
25						563,100	526,700	478,700				
26							531,700	483,900				
27								489,100				
28								493,800				
29								498,500				
30								503,200				
31												
32												
33												
34												
35												

- 備考 (一) 統合幕僚會議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給をとる。
- (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定め慮して、政令で定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級、当該階級が陸将、海将又は空将である場合には防衛庁の職員の給与等に関する法律(次項において「法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の〔欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の〔欄、〔欄又は〔〕欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けたいた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

5 切替日からこの法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定について、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令

で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の〔欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年十一月一日印刷

平成六年十一月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E